

参議院農林水産委員会會議録第八号

昭和四十八年四月十九日(木曜日)
午前十時十五分開会

委員の異動

三月三十一日

辞任

沢田 実君

補欠選任

多田 省吾君

四月二日

辞任

多田 省吾君

補欠選任

沢田 実君

四月三日

辞任

梶木 又三君

補欠選任

木島 義夫君

中沢伊登子君

塚田 大願君

向井 長年君

野坂 参三君

四月四日

辞任

木島 義夫君

補欠選任

梶木 又三君

野坂 参三君

塚田 大願君

四月五日

辞任

初村瀧一郎君

補欠選任

青木 一男君

四月六日

辞任

青木 一男君

補欠選任

初村瀧一郎君

四月十六日

辞任

梶木 又三君

補欠選任

林田悠紀夫君

四月十八日

辞任

林田悠紀夫君

補欠選任

梶木 又三君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

亀井 善彰君

園田 清光君

初村瀧一郎君

工藤 良平君

中村 波男君

沢田 実君

佐藤 隆君

田口長治郎君

高橋雄之助君

棚辺 四郎君

鍋島 直昭君

温水 三郎君

堀本 宜実君

杉原 一雄君

辻 一彦君

村田 秀三君

塚田 大願君

委員

衆議院議員

農林水産委員長
代理理事

農林水産委員長
代理理事

農林水産委員長
代理理事

國務大臣

農林 大臣

政府委員

公正取引委員会
事務局長

農林省農畜園芸
局長

農林省畜産局長

農林省食品流通
局長

食糧庁長官

事務局側

常任委員会専門
員

宮出 秀雄君

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件

○飼料用米穀等の売渡価格等の臨時特例に関する
法律案(衆議院提出)

○日本てん菜振興会の解散に関する法律案(内閣
提出、衆議院送付)

○委員長(亀井善彰君) ただいまから農林水産委
員会を開会いたします。
理事の補欠選任についておはかりいたします。
委員の異動によりまして、理事が二名欠員に
なっておりますので、この際、理事の補欠選任を
行ないたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により委員長
の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ご
さいませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕
○委員長(亀井善彰君) 御異議ないと認めます。
それでは、理事に初村瀧一郎君及び沢田実君を
指名いたします。

○委員長(亀井善彰君) 飼料用米穀等の売渡価格
の臨時特例に関する法律案(衆第二八号)を議題
といたします。
まず、提出者から趣旨説明を聴取いたします。
坂村衆議院農林水産委員長代理。

○衆議院議員(坂村吉正君) ただいま議題となり
ました衆議院農林水産委員長提出飼料用米穀等の
売渡価格等の臨時特例に関する法律案につきまし
て、提案の趣旨を御説明申し上げます。

最近の飼料事情を見ますと、國際的に穀物等
の需給が逼迫したため、昨年の夏以来飼料原料価
格が急騰し、これに伴い配合飼料の価格は、大幅
な上昇を続けております。

すなわち、配合飼料の価格は、昨年の十二月か
ら本年の三月にかけて二回にわたり合計トン当た
り約八千円の値上げが行なわれたのであります
が、その後においても、事態の好転が見られませ
んの、今回の通貨調整によるある程度の値上げ
抑制効果があるといはしても、さらに大幅な
値上げが避けられない情勢にあります。

配合飼料は、国内に流通する濃厚飼料の大宗を
占めておりますので、昨年来の価格の高騰は、わ
が国畜産業に大きな影響を与えておりますが、さ
らにこれ以上の値上げが行なわれるようなことにな
りますと、その影響ははかり知れないものがあり
まして、とりわけ経営基盤の脆弱な中小畜産農
家などは壊滅的な打撃をこうむるのではないかと
憂慮されております。また、飼料価格の値上がり
は、畜産物価の値上がりを招来し、これが消費者
家計に大きくはね返ってくるのが必至でありま
す。

このような情勢の中で、政府においては、去る
二月二十七日に飼料緊急対策を決定し、政府操作
飼料と過剰米の飼料用としての売却を集中的に行
なうこと、配合飼料価格安定基金を強化拡充する
こと及び畜産農家への低利資金の融通措置を講ず
ること等を内容とした一連の施策を講じており、
また、農協その他の配合飼料製造業者においても、
今日まで値上がり防止のための努力を続けており
ますが、これらの対策のみによって今後の配合飼
料の値上げを抑制することは不可能な情勢にあり
ます。そこでこの際、その補完的な緊急措置とし
て政府保有の過剰米等を特別低廉な価格で売却す
る道を開くことが緊要と考えられるのでありま

す。

このような事情を背景にして、ここに本案を提出した次第でありまして、政府保有の過剰米及び政府操作飼料を現行価格より大幅に引き下げ、これを緊急、かつ、集中的に払い下げることによって、今後に予測される配合飼料の値上がりや抑制し、畜産経営の安定と畜産物価格の値上がり防止に資することといたしております。

以下、本案のおもな内容について申し上げます。

第一に、政府は、過剰米処理計画に基づいて売り渡す配合飼料用の米穀について、数量と時期を限定して、農林大臣の定める特別低廉な価格で、売り渡すことといたしております。

第二に、政府は、飼料需給安定法により売り渡す配合飼料用の大麦及び小麦等について、数量と時期を限定して、隨意契約により、かつ、農林大臣の定める特別低廉な価格で売り渡すことといたしております。

第三に、本案に基づいて米穀等の売り渡しを受けた者等は、当該米穀等または当該米穀等を原料として製造した配合飼料を適正な価格で譲り渡し、または販売するようにしなければならぬこととするとともに、農林大臣は、これらの者から、当該米穀等の譲渡数量及び譲渡価格、当該米穀等を原料として製造した配合飼料の販売数量及び販売価格等に関し報告させ、または職員に立ち入り検査等をさせることができることとしたほか、必要な罰則規定を設けることといたしております。

以上が本案の趣旨とおもな内容であります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(亀井善彰君) これより質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言願います。

○工藤良平君 すでに衆議院の委員会でも議論が尽くされておられると思いますが、重ねて二三三の問題について御質問をいたしたいと思ひます。

飼料の需給の安定につきましては、別途飼料需

給安定法が制定をされておるわけでありすけれども、今回、緊急な臨時特例措置としてこの法律が議員立法として出されているわけでありすけれども、本法案を提出しなければならなかった理由については、近ごろの飼料の高騰ということ、その最も大きな原因であると思ひますけれども、その高騰をつくり出していった飼料の需給関係、それらの問題について若干御説明をいたしたいと思ひます。

○政府委員(大河原太一郎君) お答え申し上げます。

工藤先生の御質問について、要点を御説明申し上げますと、御案内のとおり、四十六年から四十七年にかけては、世界の飼料穀物の増産というものが非常に進みまして、需給が大幅に緩和いたしまして、御案内のとおり、四十六年から七十七年にかけては、四千七百円程度の配合飼料についての値下げが行なわれるというふうな状態でございます。その状態は四十七年の末まで続いたわけでございます。一方、四十七年におきましては、主要な、トウモロコシ、マイロ等主要な輸出国の状況をみると、アメリカは史上第二の豊作だといわれて、四十七年度については相当な生産量が確保されたわけでございますが、アルゼンチン並びにオーストラリア、タイ等におきましては、大幅な減産があったというふうな関係で、主原料でございますトウモロコシ、マイロについてそのような事情があったわけでございます。一方、もう一つ配合飼料のたん白源としての魚粉につきましても、ペルーが世界の輸出の大半を占めておりますが、このイワシの不漁が響きまして、輸出禁止をするというふうな事態がございまして、魚粉価格が非常に高騰したというふうな事態が供給面から生じたわけでございます。さらに、従来国際穀物市場において大きな買い手でございまして、ことから大量な買い付けをいたしまして、世界の需給関係は昨年度下期において従来の様相を一変したわけでございます。これが配合飼料、御案内の

とおり配合飼料については、ほとんど海外の穀物原料に仰いでおりますので、国内の配合飼料価格の高騰をもたらしたということでございまして、先ほども委員長提案の中にもございしましたが、全農ベースでございますと、一月に三千二百円、三月に四千八百円という工場建て値の引き上げを行なわざるを得ないというふうな事態でございまして、四月、五月、六月の各メーカーの配合原料の手当てを見ますと、相当高い水準で手当てが終わっております。したがって、そのままだといたしますと、やはり四千円程度の値上げを行なわざるを得ないというふうな状況にあったわけでございます。

それからもう一つ付言させていただきますと、大豆ですが、大豆も国際相場が非常に上がりました。大豆が上がる一番安かった昨年十月ごろには、トン当たり四万五千円が、八万円近くになるといふような事態がございまして、これも配合飼料価格の引き上げの大きな要因となっております。とでございます。さばくでございますけれども、それらの要因が重なりまして諸般の対策が必要になってくるわけでございます。これは蛇足でございますけれども、とりあえず三月には飼料緊急対策ということで、実質的な値上げを抑制するために、全農系、メーカー系の価格安定基金による補てんというものを政府の援助で充実する。それからあるいは値上げが分については低利の資金を一部たな上げするというような措置、あるいは数量的な需給を緩和したいということ、三月から六月——今日御審議をいただきます法案にも関連いたしますが、三月から六月にかけて、過剰米の五十万トン、それから政府操作飼料の二十五万トンというふうなものを量的にも緊急放出するということで対処してまいったわけでございますが、先ほど申し上げましたような事情で、そのまま放置すれば、なお全体といたしまして四千円程度の値上げが行なわれざるを得ないというふうな情勢を背景として今般の措置をとっていただいているというふうに理解しております。

○工藤良平君 過去、今日まで、古米、古々米の処理について、飼料用として販売をした実績があればお知らせ願ひたい。

○政府委員(中野和仁君) 四十六年度計年度で百四十七万五千トン、四十七年度計年度で百二十三万トン、それからいま畜産局長からも話がありました四十八年度計年度では一億五千万トンということ予定しております。で、合計しますと、三百二十万トン程度であります。

○工藤良平君 四十八年度五十万トンというものの売却に対する適用を本法案でやりたいと、こういうことになるわけでございますか。

○政府委員(大河原太一郎君) その点、お答え申し上げますが、これは、四月から——四月もちょっとずれてまいりましたが、この御提案をいただいている法案では四月、法律施行日から三カ月間に四十万トンを放出していただきます。適切な価格で安売りしていただきますと、この値下げ効果を發揮することとでございます。

○工藤良平君 これは、衆議院の委員長のほうにお尋ねをいたしますが、本法案と飼料需給安定法との関連は、もちろん本法案がきわめて緊急を要する事項でありますので、より前進的なものであると私は理解をするわけですが、基本的にそのように理解をしてよろしゅうございすか。内容については後ほど農林省のほうにお聞きしたいと思ひますが、基本的にそのことをお聞きをいたしたい。

○衆議院議員(坂村吉正君) 御質問のとおり、飼料需給安定法もありませんし、食糧法もありますけれども、その特例として、緊急措置として、これは時限立法として三ヶ月を限ってひとつこういう緊急措置を講じよう、こういうことの趣旨でございまして、特例法みたいなことになるわけでございます。

○工藤良平君 それではこれ、農林省のほうにも一つお伺ひいたしますが、食糧法からいたします飼料用としての大麦、小麦、トウモロコシ、ま

たはコウリヤン等を国が確保して売却をするといふこの数量、これは本四十八会計年度で一体どの程度確保して、どの程度売却をするという御計画であったわけでありませうか。その中で今回のこの限られた三カ月の間にどの程度を放出されるのかお伺いをいたしたい。

○政府委員(大河原太一郎君) 過剰米につきましては、食糧庁のほうでは、すでに過剰米についての処理がだいぶ進みまして、飼料用としては四十万程度というふうな予定にいたしておるわけでございます。で、一方、先生御指摘の政府操作飼料の麦類につきましては、小麦が百三十三万トン、それから大麦が百三十三万トンを予定いたしましたので、そのうち二十万一千トンを集中売却をいたしたいというふうな考えておるわけでございます。

○工藤良平君 いま古々米並びに麦類の売却のトン数、約六十万トンというところになるわけでありませうけれども、これを売却することによって実際に飼料を使っております農家の皆さんにどの程度の影響が出るのか、これはきわめて重要な問題だろうと思つておるわけでありませうが、これから後ほどまたお聞きをいたしますけれども、そういういたしますと、この第一条にありますが、農林大臣が売り渡す価格であります、これはどの程度を予定しておられるわけでありませうか。

○政府委員(大河原太一郎君) 法案を成立さしていただきますと、われわれが四月以降の値上げを——四月六月の値上げをストップさせるといふ場合の原料の供給価格について申し上げますと、端的に申し上げますと、四十八年度予算単価の二分の一程度の値引きをいたしますとその効果が出るというところでございまして、やや具体的に申し上げますと、過剰米がトン当たり一万八百二十五円、それから麦類につきましては先生御案内のように、大麦が二分の一で一万二千三百七十三円、それから配合用の単体の小麦につきましては一万五千三百九円、それからふすまをとるために小麦を払い下げる、これは配合飼料の一部に配合されるわけでございますが、この価格が二万一千七十七

八円、これはいずれも四十八年度の予算単価の二分の一ということに相なっております。

○工藤良平君 ただいまの価格は、実際の実勢価格からいたしますと、相当大きな開きだらうと思つておりますが、現在の実勢価格で、それは一体どういう程度になっておりますか。

○政府委員(大河原太一郎君) 過剰米につきましては、先生御案内のように、食糧特別会計によりまして配合飼料用の主原料等の市況を見ましてきめておるわけでございますが、麦類につきましては、これも一応ビーターソン方式と申しますか、配合飼料用の他の主原料との差額並に価格の面で均衡がとれるようにして定めておりますが、おおむね二万八千円から四万円というふうな麦類の水準になっておるわけでございます。

○工藤良平君 この第一条による売り渡しの場合には、これは食糧法に基づいて——価格についてはこの特例によりまして実際の予算の二分の一の価格で売却をするということでありませうが、もちろんこの取り扱い業者というものはきちんとして指定をされた業者だろうと思つております。したがってこの点については問題ないと思つておりますが、第二条の売却の方法につきましては、これは随意契約によつて実施をする、こういうことになっておるわけでありませう。したがって、これは業者の指定等につきましては、従来扱つておりました全業者を全部指定をして随意契約をなされるのか、特定の業者を指定をしてなされるのか、その点はどうかでございますか。

○政府委員(大河原太一郎君) 本制度の実施に当たりましては従来と同様で、従来の政府操作飼料の売り渡しにつきましては、先生御案内のように、全農系あるいはメーカー系という団体がございまして、その団体に対して、その製造需要量に応じて売り渡しを行なつておるといふことでございまして、今回におきまして、それぞれその需要量に基づいて売り渡し数量をきめるということを予定していただいております。

○工藤良平君 そこで、私、問題が出てまいりますのは、第一条、第二条で政府が一定の、いま発表ありましたような価格でそれぞれ指定業者に、そしてまた麦類の場合には、随意契約によりまして、これまた飼料の取り扱いの指定業者に販売をしていくわけでありませうが、次の第三条の中に出てまいります、私は政府から売り渡しを受けた者が、その製品を販売する場合の価格、これについては、いわゆる適正な価格で譲り渡すということに、きわめて抽象的でありませうけれども、少なくともこういう緊急事態、しかも三カ月という期限を切りまして、はつきり言いますと、この飼料供給安定法の中にもありますように、時期なり、場所なり、あるいはそういう期間を区切りまして、しかも価格を区切って売却をしていくということでありませうので、したがって、そので上がった製品につきましても、私は、一定の価格というものを国が規定すべきではないか、このように思ふのであります。この点については、飼料供給安定法の中には、明確に、そのことが政府として規定づけられるような規定になっておるようには私は解釈をいたしておりませう。そういういたしますと、さつき坂村提案者のほうから御説明がございましたこの緊急措置法がより前進的なものであり、緊急を要するものであるとするならば、これがやはりこの飼料を直接交流をいたしまして、畜産を経営する皆さん方に対する受益という立場から考えてみますと、やはりその小売りの製品の価格というものを当然規制をしてしかるべきではないだらうか、という気が私はするのでありますけれども、その点についてはどうも飼料供給安定法よりもその面においては後退をしておるような気がするわけでありまして、その関連というものを少し明確に明らかにしていただきたいと思つております。

○衆議院議員(坂村吉正君) この立法の経過を考えてみますと、この趣旨説明にもありますように、いままで二回も値上げをしなればならぬような状態になつていたわけですから、また四月一日からどうしても値上げをしなればいかぬというふうな状態にあったわけでございます。全

農——農協系統が大体四割以上のシェアを占めておりますので、農協系統が大体中心になって価格をリードをしております。そういうことで、現実問題として何千円か値上げしなればならぬというふうな状態を、実は押えてもらつて、そうして値上げしない、それでいままでの価格をそのまま踏襲させるというのを全農系統にも約束をさせて、しかもそれにならつて、商社系統にもやはり建て値ができておるわけでございますから、それをその前提で、これはそのかわり古々米、それから政府操作の飼料を安くしてあげよう、こういうことで時期がずれたものですから、値上げしないのでやっておるわけでございます。そういうふうなことで、一応えさは、そういう建て値で動いておりますし、それから、全農系統と言へば一応政府としてもにらみがききます、これは、これが大体価格をリードしておると、こういうことでございませう。しかし、これをほうっておくわけにもまいりませうから、これは適正な価格でやれと、こういう条文を入れます、しかもこれがうまくいかないような場合には、立ち入り検査とか何とか、そういう政府の監督の権限をここに強めて、そうしてまあいいところまで動くようにと、こういうことで考えたわけでございます。また、法律上のこまかい問題については政府委員のほうからいろいろ説明があるかと思つておりますが、そういう考え方で実際やっておるんでございませう。まあ大体いんじやないかと、そう心配は要らないというふうな考えております。

○工藤良平君 抽象的にはわかるのです。私、いまの四月一日から上げようとしたものを押えるためにやるというところはわかります。しかし、これはもう一つお聞きしますけれども、それではさつきお話がありましたこの特例法によりまして二分の一の価格で四十万トン、麦において二十万一千トン、こういうものが放出をされまして、いわゆる従来予算に組まれておりましたものからいいますと、一体何億程度の負担ということになりますか。そうしますと、それが詳細に検討され

農——農協系統が大体四割以上のシェアを占めておりますので、農協系統が大体中心になって価格をリードをしております。そういうことで、現実問題として何千円か値上げしなればならぬというふうな状態を、実は押えてもらつて、そうして値上げしない、それでいままでの価格をそのまま踏襲させるというのを全農系統にも約束をさせて、しかもそれにならつて、商社系統にもやはり建て値ができておるわけでございますから、それをその前提で、これはそのかわり古々米、それから政府操作の飼料を安くしてあげよう、こういうことで時期がずれたものですから、値上げしないのでやっておるわけでございます。そういうふうなことで、一応えさは、そういう建て値で動いておりますし、それから、全農系統と言へば一応政府としてもにらみがききます、これは、これが大体価格をリードしておると、こういうことでございませう。しかし、これをほうっておくわけにもまいりませうから、これは適正な価格でやれと、こういう条文を入れます、しかもこれがうまくいかないような場合には、立ち入り検査とか何とか、そういう政府の監督の権限をここに強めて、そうしてまあいいところまで動くようにと、こういうことで考えたわけでございます。また、法律上のこまかい問題については政府委員のほうからいろいろ説明があるかと思つておりますが、そういう考え方で実際やっておるんでございませう。まあ大体いんじやないかと、そう心配は要らないというふうな考えております。

○工藤良平君 抽象的にはわかるのです。私、いまの四月一日から上げようとしたものを押えるためにやるというところはわかります。しかし、これはもう一つお聞きしますけれども、それではさつきお話がありましたこの特例法によりまして二分の一の価格で四十万トン、麦において二十万一千トン、こういうものが放出をされまして、いわゆる従来予算に組まれておりましたものからいいますと、一体何億程度の負担ということになりますか。そうしますと、それが詳細に検討され

て、ばく然と値上げを押えるという意味ではなくて、やはり計数的にはじき出されて、少なくともこれこれ以上は売ってはいけませんよというような措置というものが、私は、少なくとも政府が責任を持って財政的な負担をしながら出すという以上は、そういう規制をするというのには当然ではないか。これは飼料需給安定法の中にも、そのことが書かれているわけでありまして、少なくともやばりそれを私は、さらにきびしくしたものにやらざるを得ないと思ひますけれども、せめてこれくらいのもものは、私は適用すべきではないだらうかという気がするわけでありまして、本来売るべきものを半分に売って売らなければならないから、やはり小売りの段階におきまして、上限を幾ら以内で売らなければならないことは、当然指導として私はしかるべきではないだらうかという気がするわけです。抽象的には、いま坂村さんの言ったことはわかるのですけれども、しかしそういう抽象的じゃなくて、やっぱり具体的に、私はそういう指導をすべきではないだらうかと、こういうふう

に思ふんですが。
○政府委員(大河原太一郎君) まさに先生のおっしゃるとおりでございます。国会に提案していただきまして法律については、その大原則を訓示的に規定してあるというふうなわれわれは理解しております。法律論といたしましては、需給安定法の特則でございますが、本則も働く部分は働くというふうなことでございまして、それが第一点でございます。さらに先生は具体的に、適正な価格の実現ということについての確かな保証をしろという御質疑なり御意見かと思ひますが、まさにそのとおりでございます。われわれ適正価格と申しますのは、相当な財政負担を伴つて、これは蛇足でございますが、過剰米で約四十二億圓、それから配合用政府操作飼料の麦類で二十五億圓という、約六十七億圓の財政負担ということに相なるわけでございますが、このような原料の値引きの効果、さらに先ほど委員長提案の御説明にもございましたように、変動相場移行

に伴ひまして、だんだんときがたつにつれまして原料価格が安くなる。この変動効果を十分發揮させて製品価格をきめさせる、工場建て値をきめさせる、さらに中間の卸、小売り段階の手数料等も従来よりも上げさせないというふうなことをいたしたいというふうな考えておりまして、具体的な方法といたしましては、メーカーに、売り渡し数量がはつきりしております。価格もはつきりしております。これは先生御案内と思いますが、配合飼料は非常に銘柄が多く、メーカーによって非常に配合率が違うというむずかしい問題がございまして、少なくとも、本措置によりまして売り渡されるものにつきましては、その配合率がいかがかと、したがってそれが価格にどう響くかということについて、それぞれのメーカーについて十分審査いたしまして、建て値を公表させる。工場建て値を公表するということによりまして、お話が出ております四月以降の値上げは実質的に行なわれていないのだということをはつきりさせますし、またわれわれといたしましては、都道府県等を通じて、末端の農家にもこの措置が行なわれているということ徹底させるとともに、それぞれ取り扱い業者に対して指導いたすということ、このような措置をとっていただく場合に当然であるというふうな考えておりまして、先生お話しのような指導については、的確にまた十分行ないたいというふうに考えております。

○工藤良平君 これはきわめて重大な問題でありまして、昨年の円切り上げの際の小麦の売却価格の問題、それとパンの値上げの問題の関連がわづかでありましたけれども問題になったことがあつたわけでありまして、いまお話しのように六十七億圓という、大まかに見積つても六十七億圓というお金が、これは政府の負担という形になるわけでありまして、私は、これはけつこうだと思ふのです。緊急な事態でありますから、ただ、それがやはり中間でどういふことになるのかというの、やはり今日の重要な問題でありますから、それをやはり政府が一つのきちんとした行政指導

なり、統一的なやはり範疇の中に含めて規制をしなければ、私はせっかく行ないますこのような措置が、実際にそれを使う農家の皆さんにはあまりたいした影響がないということになるのではないかと思ふわけでありまして、したがって、やはり適正な価格で譲り渡すということについては、明確にやはり国の機関でもって幾ら幾らという限定した価格が出ないならば、それを行政的な指導で一定の価格を指示するという必要があると思ひますし、それをやはりいま、まあ小売り建て値の公表をやるということでありまして、やはりこれについて、今回の放出の原料を使った飼料であるという何らかの、やはり表示というものが、私は必要ではないか。そういうことをやることによって、やはり一般の非常に高い飼料との関係というものを明らかにして、この行政的な指導というものを明確にしていく。そのことによって、全体的な飼料を私は引き下げていく、買い占めをなくする、売り惜しみをなくするということ、私は手だてとして必要になつてくるような気がするわけでありまして、この点については、特に第三條の運用については、私は従来ある飼料需給安定法よりも、どうも後退しておるような感じがいたしますから、これはさらに、これに基づいた政令をつくるとするならば、その政令の際にももう少し明確にするなり、私はすべきではないだらうかと思ふ。もちろんこれは古々米が入つておりますから、そういう面からいいますと、この法律の適用というものは私はわかるような感じがいたしますけれども、少なくとも私は、この飼料需給安定法に基づいたある程度のものは、やはりこれにうたつてしかるべきじゃないだらうかと思ふのです。もしこの法律を要することが不可能であれば、時間的なところで不可能であれば、私は政令等でそのことを明確にするかどうか。これは大臣のほうからひとつお聞きをいたしたいと思ひます。

○國務大臣(櫻内義雄君) これは、わかりやすく末端の農家にも徹底するために、この売り渡し価格の特例による飼料は、この三月現在の価格を

上げないと。だから、上がつておればこれはおかしいというふうにとれるように指導をしていきたいと、こう思ふんであります。そこで、工藤委員がおっしゃいましたはつきりした計数については、一応農林省におけるモデル計算をいたしておりまして、先ほど局長も言われましたように、四月以降、この特例措置がない場合の値上げ幅、それからこの措置による政策効果あるいは為替メ리트、これ全部計数を出しております。そしてその結果が、この計算によるとメーカーの負担分が、わずかでございまして、百七十八円ぐらいなものが出るんであります。これはひとつメーカーにおいてこの程度の犠牲は、まあそれぞれの会社によって違ひましようが、モデル計算でいけばその程度の負担は、これはぜひ負つてもらいたい。値上げはまかりならぬと、こういう指導でいくのございまして、私はあまりむずかしく考えずに、いまのような鉄則でいけば、農家のほうにおいても安心がしていただけるものではないかと、かように見ておる次第でございます。

○工藤良平君 私がさっきから言つておりますのは、飼料需給安定法の第六條の一項に基づいて、いわゆる「価格の制限その他必要な条件を附することができ」という明確にうたわれているわけでありまして、それはきちんと計数をはじいて、これこれの原料を使つてつくつた飼料については、これは規定上はできるわけでありまして、法律上できるわけでありまして、できるだけそのようなことをやはり今回活用すべきではないかと、こういうふうに思ふわけでありまして、その点を私さつきから言つておるわけで、ぜひそのような措置につきましては十分なる対策というものを講じていただきたい。このように思ふわけでありまして、その点不可能かどうかということですが、
○國務大臣(櫻内義雄君) これは、工藤委員御承知のように、取り扱いの数量が全農系が四割、それから大手商社の関係が大体四割、合計で八割占めます。ですから、この八割の関係については、

先ほど申し上げたように値上げをしてはいけないと、値上げをしないという前提のもとに今度の特例措置を講じておられますから、これだけのものが値上げをしないということになりますれば、あと若干のものも当然値上げをせずに追従せざるを得ないのではないかと、このように見ておられますので、その辺の行政指導についてははっきりやってみてほしい。ただ、政令が何かでやるということについては、若干法的にむずかしい点がございまして、あくまでもいま申し上げたようなことによる行政指導で効果をあげたいと、かように存じます。

○政府委員(大河原太一郎君) 事務的に補足させていただきますと、今回の特例法はあくまでも需給安定法の特例措置で、必要な部分は需給安定法が働きますので、それらを両方かみ合わせましてあげたい。これが全く独立に需給安定法と別個に動くわけではございません。需給安定法が働く分は働かせるといふことは当然でございまして、そういう趣旨で運用させていただきたいと思っております。

○工藤良平君 いまの説明でこの安定法が働く。米の場合にはこれは適用になりません。すなわち、米の場合にはこれが適用になるわけでありまして、少なうともやはりこの規定にうたがって、ある程度のものはこれでもやはり規制をしなければ、私、意味がないと思っております。ぜひその運用については、行政的にきちんとした指導をしていただきたいと思います。

それから、次にこの第五条の罰則でございまして、これは現在のこの飼料需給安定法の中には罰金という規定はないのでありますけれども、私はこの罰金五万円よりも飼料需給安定法の第六条の三ですね、これはもしもこの法律に違反をした場合には入札その他に参加することを二年間禁止をするという規定がございまして、私は取り扱業者にとつては五万円ぐらいの罰金どころの話じゃない。やはりこの適用というのがきつて重大な問題だと。これはこの前中野長官とも議論をいた

しましたけれども、やはりモチ米の取り扱いで食料法違反だということの場合にも、罰金とかいうようなものよりも、やはり取り扱業者を取り消すというところのほうがきつて重大だということをおっしゃる。指摘をしてみたいけれども、この中に六条の三でそういうことがうたがっているわけでありまして、私はこれをあわせて適用するということであらう。それで了解をいたしますけれども、むしろ私はそれらのほうが最も重視されるべきではないだろうか、このように考えているわけでありまして、その点については、私の解釈のよう理解をしようと思っております。それ大臣のほうからひとつ……。

○国務大臣(櫻内義雄君) これは法律事項で、もし間違っているわけがございませんから、局長から答えさせていただきます。

○政府委員(大河原太一郎君) お答え申し上げます。

先ほどから申し上げておりましたように、今回の緊急措置は、安定法の本則が働く、さらにその数量とか価格についての特例というところになっておりました。本則は当然働きますし、やはり先生御指摘のように、国の特別措置に違反したという場合には、政府のそうした飼料等を売り渡してはいけないというところは、実は全量国家管理でございまして、輸入表については非常に大きな影響を受けるというところになりますので、本措置の規定というものが働く限り、この点については、実効の確保には大きな手段であるというように考えております。

○工藤良平君 この法案の内容そのものについては、もちろん私はまだ不備もあろうかと思つて、補充をしなければならぬ点があると思つて、非常に緊急を要する事項であります。また、このことが畜産生産農家の皆さんに非常に役立つという観点から、もちろんこの法案を通過をさせることについては、私も反対するわけじゃない。積極的に進めていきたいと思います。

ただ私は、最後に、これは大臣に後ほどまた時間をさいていただきまして、大臣といろいろ基本的に議論したいと思つておりましたけれども、このように日本の畜産行政というものが外国の農産物飼料に非常に大量にたよらなければならぬという実情のために、たいへん大きな事態が発生したわけでありまして、このことについては、これからの飼料対策というものを根本的にやり直して、計画をつくり直す必要があるのではないかと、豚や鶏等については、こういう濃厚飼料が特に必要でありますけれども、特に牛のことは粗飼料によって相当生産を上げることができるところでありますから、そういう面の具体的なからみ合わせ、計画というものを抜本的に私は洗い直してみる必要があるのではないかと、このことを常々考えておりました。この点については、後ほどまた機会をあらためて、時間をいただければ議論したいと思つておりました。本日せっかくの機会でありまして、これからの飼料対策の基本的なところで、大臣の決意の一端を私は聞きたいと、このように思つておりました。ぜひ大臣の御意見をいただきたいと思つております。

○国務大臣(櫻内義雄君) かねがね私も工藤委員の御所見のような考えを持っておりまして、粗飼料につきましても、できるだけ国内における自給率を上げてまいりたい、またその計画もお示しをいたしておるところでございまして、ただ、遺憾ながら濃厚飼料の原料につきましても、生産性の格差が非常にありますので、ある程度の輸入依存というところは、これはやむを得ない。なかなか国内における増産といつても思うようにはまいりませんが、しかしこれとでもできる限り国内で生産することが好ましいことではあります。で、その努力を怠るわけではございませんが、しかし非常な格差がある。またあまりにも高いものを供給するということではいかかと思つております。その辺はなお十分検討しながらまいりたいと思つております。

○工藤良平君 これは機会をあらためて、さつき申し上げましたように私は大臣と議論をいたしたいと思つて、ぜひひとつこれらについては農林省としても前向きな姿勢でどういたうものが達成できるような措置を講じていただきたいと思います。こういうことを最後に申し上げまして、ちやうど時間もまいりましたから、私はこれで質問を終わりたいと思つております。ぜひ今回のこの政府の放出に伴う実効があらりますように厳密な私は監視というものを農林省としても続けていただいて、それが畜産農家に、さらにそれが消費者に具体的に受益するように措置を講じていただきたいと思います。

○佐藤隆君 私は、いま提案理由の説明がありまして古々米の払い下げの問題、これについては緊急な措置でありますし、内容的には私はここで質問しようとは思いません。ただ、緊急対策はこれでけっこうであります。ただ、これだけでいいのかというところについては、あとでひとつ触れたいと思つております。

備蓄問題で一つ触れたいと思つております。生活関連物資の買い占めや売り惜しみ、それにまたつながらる物価問題、こういうことで商社性悪説を中心に非常に世論にきやかであります。企業者側のモラル、そういうことについて一体どうなんだろうか。商社みずからが自由主義経済社会を破壊するような行き過ぎはありはしないかというふうなことで、いろいろ言われておるわけでありまして、そうした中で、一体生活関連物資の中で、特に直接生活に、生命に關係のある食糧、農産品、それを所管する農林省は一体どう考えているのか。そういうことで、非常にこういふことがもとで生活不安とか、それから政治不信へも大げさなにいえばつながるといふ心配を私はするわけでありまして、残念ながらそういう事態であらうと思つております。こういう事態についての認識を、農林大臣から簡単にひとつよろしくお願ひしたいと思つております。それを承り、あとはまた、具体的な問題を質問いたします。

いと思ひます。

○國務大臣(櫻内義雄君) 食糧はもとよりのこと
でございませうが、生活関連物資をも含めまして、
流通過程における商社の行為に対して、非常な不
信感を国民大衆に与えたという事は、まことに
遺憾なことだと思ひます。モチ米の問題に端緒
を發しまして、農林省としても決意をして、食管
法における調査に踏み切つて、この事態の改善に
鋭意つとめておる次第でございまして、このこと
によりまして、商社の姿勢も正され、また、行政
指導も、国民の信を回復するように相つとめてま
いりたいと思ひます。

○佐藤隆君 この米の問題も、実はいろんな不正
事件等ございまして、警察当局も入つて取り締
まり中だとも聞いておりますし、しかし、もう四
十八年産米の作付も始まるうとしておりますか
ら、どうかひとつ早目に結論を出されて、そして、
生産農民が不安のない形で、正すべきは正す、系
統の農協関係で、正すべきことがあれば正させる。
そういうことで、これはいま商社の問題だけを申
し上げましたが、お含みおきをいたしたい。こ
れをお願いをいたしておきます。

私は、いま申し上げましたように、商社性悪説、
これが中心にいろいろ議論されておりますが、私
どもも商社の行き過ぎが確かにあるんだと、こ
ういうことで、徹底的にこころいう機会にたしたい
と思ひます。そして、国会議論の場——国会審議
の場でも、そういうことを議論したいと思ひます。
また、議論されてきております。しかし、善悪を
ただすと同時に、もし疑問な点、間違つた点が国
会審議の場でなされたとするならば、それも、や
はり正していく。これが国会審議のあり方だろう
と思ひます。そういう意味で、過去において議論
になりました問題で、農林省が、あるいは通産省
が御調査をなさり、そして説明しようとしてい
る問題を、この機会に説明をいたしたいと、こ
う思ひます。

去る五日、参議院予算委員会の分科会において、
黒柳委員から中国産大豆と米國産大豆のすりかえ

問題が提起されました。そして、農林省は、こ
れが説明のために調査を約束されました。実は、
その翌日の新聞は、もうたいへんなものでありま
した。大見出しで「輸入大豆の「ミステリー」」「中
國産米國特選」「日綿がすり替、暴利」と、しかし、
國産米國特選「日綿がすり替、暴利」と、しかし、
小さくまた否定説も出ております。まあ各社が「中
國大豆どこへ」あるいはまた「中國産、米國産と
偽る」「ミステリー大豆六万トン」、もう一斉にた
いへんに大きな見出しで書かれておるわけであ
ります、大手商社が荒かせぎと。

そこで、私は、もう時間もございませうから、
この内容について詳しくは触れませんが、いすれ
にしても、調査を約束されて、もしそうしたこと
があるならば、刑事罰として詐欺行為である。こ
ういう議事録まで残されておるこの問題でありま
すから、ほんとうであるなら徹底的にたす、問
違ひであるなら間違ひであつた、実は、実態は
こうであるというところを明らかにすべきであ
るし、依然として疑問が残つておるなら、疑問が残
つておると、調査の結果を明らかにしていただ
きたいと思ひます。

○國務大臣(櫻内義雄君) 黒柳議員が、本院分科
会において、この問題を提起されましたときに、御
本人も、事の重要性を強調されましたが、承り
ました私も、一そうその重要性を認識をいたしま
したので、その後、直ちに晴海埠頭等を調査を行
なわせました。その調査の模様、あるいは一応の
結果というものは出ておりますので、これは詳
細、事務局から報告をさせていただきます。

このような貿易問題について、いろいろ問題が
起きるといふことは、いうまでもなく、国際関係
にも微妙な影響を与えるといふことでございま
して、かりそめにも、かような疑惑が二度と起
こらないように、これからの政府としての万全
の指導をしてまいりたいと思ひます。

○政府委員(池田正範君) ただいま大臣から申し
上げました調査の中身について概略御説明申し上
げます。
調査は、参議院の分科会が行なわれました五日

の翌日、六日から直ちに中國産大豆と食品用の大
豆が荷揚げをされております東京の晴海埠頭、こ
れにおきまして中國産大豆それから米國産大豆の
荷揚げ、選別、袋詰め、貯蔵といった一連の実態
につきまして調査を行ないますとともに、特に実
需者あるいは実需団体といったようなものに対し
ても、この中國大豆の需要の実態をあわせ調査を
いたした次第でございませう。

で、調査の概略でございませうが、まず四月の六
日、七日に、東京の晴海埠頭で東洋埠頭株式會社
及び鈴江組の倉庫株式會社、この二つの場所にお
きまして中國産大豆、それから米國産大豆の荷揚
げ、選別、袋詰め。それから三月二十九日、三十
日、三十一日に接岸をした船、それから作業内容。
中國産大豆と米國産大豆とを入れた、入れかえの
事実の有無、また、その可能性があるかどうかと
いったようなことの一連の調査をいたしました。
全部、現地調査でございませう。それから次に、四
月の五日から数日にわたりまして三井物産及び日
綿実業、これは当日の分科会であき袋を提示され
まして、いろいろと御質問がございませうが、こ
の三井物産と日綿実業の両方の會社に対して、輸
入大豆の取り扱いの実態を調査いたしました。輸
入実績、販売の実態、麻袋の流通の実態その他に
つきまして一応調査をいたしました。さらに、四
月の十二日から以降、東京部の豆腐商工組合、そ
れから全國豆腐商工組合、それから日本海味
會、日本味會、マルコメ味會、ハナマルキ味會、
ヤマナガ味會といった諸団体、各會社に、中國産
大豆使用の状況、それから中國大豆と米國産大豆
の識別の可能性、いままでの袋の表示と内容との
相違による問題点の発生の有無その他につきまし
て聞き取り調査を実施いたしました。さらに四月
十三日、十四日の二日間におたりまして、実需者
の取り扱いの実態調査を、東京、北海道、青森、
岩手、秋田、熊本、福岡、それぞれ先ほど申し上
げました実需団体による聞き取り調査に加えて、
それぞれ保有量、保有大豆の数量等を加えて
調査をいたしました。さらに、麻袋の流通実態

調査につきまして、四月の六日に、生産、流通、
全般について調査をいたした次第でございませう。
○佐藤隆君 調査の結果はどうなんですか。黒柳
委員指摘のように、中國船から積みおろした大豆
を米國産と表示された麻袋に袋詰めする作業が
あつたかどうか。それで指摘は、事実と相違する
のか、事実なのか。まあ新聞にはこう写真が、こ
れが証拠だなんというところで出ているわけすけ
れども、実際、こういうことがあるとするなら、
これはたいへんなことだと思ひます。どうなん
ですか。

○政府委員(池田正範君) 中國産の大豆は、本船
が直接接岸をいたしまして荷揚げをするというの
が大半でございまして、荷揚げをされますとい
うと、選別されずに、この岸壁で直ちに袋詰めをさ
れるというのが通常の形でございませう。この場合
に使用されます麻袋、これは一般には無じりし
ものが使われておりまして、たとえば中國産の中
でも豊収大豆といったような特別の銘柄品につ
きましては、大体その旨の商標が袋の上に付され
ておるといふのが通常でございませう。

それから、中國産の大豆の中で、利用目的に沿
ひまして、岸壁で大中小とそれぞれ粒ぞろえをい
たします。たとえて申しますれば、大粒は煮豆に
使う、あるいは小粒は納豆に使う等それぞれ
用途に見合った形で選別をするというふうなことも
やっております。これらの区分をいたしました場
合には、それぞれ区分別に名前をつけて売り出す
というのが通常でございませう。

ところが一方、アメリカのほうの大豆は、これ
は大体においてはもうほとんど本船が非常に大き
いわけにございませう。したがって、直接船が岸壁
に着くといふことはありませんで、ほとんどがは
しだけで陸揚げするということになっております。
しかも、製油用の大豆と混載をいたしております
ので、晴海埠頭にそのまま本船が接岸せず、食品
用だけははしだけで、それから製油用のほうは
ニューマーで吸い上げるといったような、別々の
区分で取り扱われるわけにございませう。米國産の

生産事情が、御承知のようなあゝいう大農法でございすので、もうもともと非常に雑穀物が多いといふこともございす。したがって、選別をしませんといふと、食品用に向かないといふ必要不可欠の手続になるわけでございす。で、はしけからダンブトラックによりまして、倉庫の隣りの選別機の受け入れタンクに輸送される。そうして機械揚げによつてサイロに入れられる。あるいは選別された後に、アメリカ大豆とはつきり明記をされております。たいいて。この明記された麻袋に詰められるという工程をとつております。これらの、いわゆる選別いたしまして袋に詰められます作業というのは、御承知のように、これは全部保税地域の中で行なわれるわけでございす。そこでは、第三者の検定機関として日本海事協会とか、あるいは日本穀物検定協会、あるいは日本検査協会といったような検査人、検査人といふのが、これは港運送事業法に基づきまして厳密に検査をいたすわけでございす。したがって、ここでどうも中国産と米産をそれぞれ表示した麻袋をすりかえるといふことは、まあ通常の場合は、ほとんど技術上不可能であるといふふうに私どもは見えてまいつておるわけでございす。

○佐藤隆君 もう少し具体的にお聞きしたいんですけれども、新聞が一斉に、具体的に三月三十日ですか、船名は英寿丸。そこで、英寿丸の積んできた中国産の大豆が、米産大豆と表示された袋に詰められたことと報道をされているわけですか。

実は、私もこれは慎重を期さなければいかぬと思つて議事録を見たんですが、議事録には、日にちとか、船名は英寿丸とあるんですが、当日の発言と、国会審議の場でのことばと、この新聞記事とは、そういう意味においては違つたわけなんです、いずれにしても、その事実、新聞が報道しているような事実はないと、これは船名、日にちまではつきり報道されているわけですが、それはどうなんですか。

○政府委員(池田正範君) ただいま先生から御指

摘のように、黒柳委員のその日の御質問の中には、船名、日にちというのは、はっきりしております。しかし、ちょうど公明党の御説明を受けて、いろんな新聞が、翌日になつて一斉に出したものですから、私もどしどしお約束いたしましたのは、黒柳先生の御質問に対して、私もどしどし、ほんとうか、うそかといふことを、早急に調べ上げるといふことであつたんですけれども、同時に、まあいまのような、新聞に一斉に、具体的に船名と、日にちを書いてみない出しておりましたし、一部の新聞には写真入りで出ておりましたので、したがって、その写真をもとにいたしましたので、現実にその埠頭倉庫に行つて、写真の中に写つてゐる人間まで全部実物に当たりまして、そうしてその日の足取りを全部とりまして調査をいたしましたわけでございす。したがって、必ずしもそのことが黒柳委員のその日の質問を直結しない面もございすけれども、いざその問題として把握いたしました全容をお話し申し上げたいと思ひます。

まず二十九日でございますが、これは英寿丸といふのがその問題の船、中国の豆を積んで入つてきた船といふことでございす。これはその中国産大豆三千七百五十二トン、このうち千三百五十四トンは博多で荷揚げを済まして送りつけてきたわけでございす。これが二十九日、三十日、三十一日とこの三日間、晴海埠頭で接岸荷揚げをいたしましたことは間違ひございせん。

そこで、まず二十九日の英寿丸の様相でございますが、英寿丸にはハッチが二つございまして、一つのほうの一番ハッチが小さい小型のもの、それから二番と三番は一つのハッチで荷口が分かれておるわけでございす。したがって、三つの荷口で作業が行なわれておりました。東洋埠頭株式会社がクレーンによつてハッチに荷揚げをいたしまして、ホッパーから大豆を無じろの麻袋に袋詰めいたしました。ミシンで封じました後トラックでストック倉庫に搬入するといふことが行なわれたのでございす。

それから、二番ハッチのほうでは、同じく東洋

埠頭倉庫に併設をされておりますクレーンで吸い上げまして、倉庫を経てサイロに移送されております。それから三番ハッチでございますが、それが鈴江組でございます。鈴江組株式会社がクレーンによるホッパーに荷揚げをいたしまして、ホッパーから大豆は無じろの麻袋に袋詰めをされまして、ここで封じられた後トラックで都営上屋一号の倉庫に搬入をされております。

同日、この埠頭にはほかに、川崎港に春日丸といふのが入港いたしております。その春日丸から第十二開運丸というはしけがこの東京港のほうに回漕されてきております。で、これが晴海埠頭で英寿丸の船尾近くに係船しております。公明党がおとりになられた写真の中には、それをしつてのほうから逆にこの英寿丸を写しておられる写真がございまして。あるいはひよつとして内容を知らないでござらんになるという、両方が混同して見るといふような条件も、あるいはあつたのかもしれないといふふうに思ふわけでございす。

このはしけからダンブカーにクレーンでアメリカ産の大豆を移送いたしました。ダンブカーは東洋埠頭株式会社の選別機が二カ所ございす。これで大豆を運び、それで選別いたしました後、特選米大豆という印刷された麻袋に詰め、これで封印をして倉庫、これは都営二号でございますが、二号倉庫に搬入されたという事実がございす。同じように三十日、これは新聞によりますと調査日になっておりますが、私もこの日ではないといふふうに考へております。英寿丸の一番ハッチと三番ハッチにおいて二十九日と同様の作業が行なわれた。両方とも東洋埠頭の作業で鈴江組は全然これに従事してない、これははっきりいたしております。

なお、二番ハッチにつきましても、同じように、東洋埠頭サイロへ吸い上げの作業が行なわれております。したがって、英寿丸の中国大豆については鈴江組は作業に全然タッチしてないといふこ

とは明確でございます。

なお、春日丸のアメリカ大豆を積みましたはしけ、これは二十一日昭明丸というのですが、この吸い上げ作業が、これは鈴江組の倉庫で行なわれておりますが、これは袋入りではなくて、ばらでそのままサイロに入れたといふことでございす。から、これは全然鈴江組は袋詰め作業にはタッチしてない。どちらについてもタッチしてないといふことが明確でございます。

それから三十一日は英寿丸は一番、二番ハッチに着きまして東洋埠頭、それから二十九日の一番ハッチで行ないましたような作業が引き続き行なわれ、三番ハッチでは鈴江組によつてやはり二十九日に行なわれたと同じような作業が行なわれ、なお、春日丸のはしけにつきましても、二十九日と同様の作業が行なわれました。

以上のことを全部つなぎ合わせますと、これから申し上げるようなことが言えるのではないかとと思ひます。

その第一点は、一部の新聞等で書かれております記事が事実行為があつたとする日、すなわち三十日でございますが、そのあつたとする日は、これは中国大豆の荷揚げとダンブカーによる作業が同時に進行なされておらなければいけない。これは、写真として、上と下に、同じ日に行なわれたように書いてあります。私もそういうふうには理解したんですけれども、私どもそういうふうな理解の事実からはあり得ないんじゃないかといふふうになす考えられます。

それから第二は、同じく一部の新聞に出ておりました写真でございますが、上のものは、これは、先ほど申し上げましたように、作業員、ミシンの糸巻きといったようなものから、これは中国産大豆について行なわれた二十九日及び三十一日の三番ハッチにおける鈴江組のものであるといふことが、明確に読み取れます。それから、下のほうのものは、これはスチールフラットコンベヤーと申します。東洋埠頭でしか使つておられないコンベヤーでございます。したがって、これから見ます

という、これは明らかに、アメリカ産大豆について行なわれました二十九日か、あるいは三十一日の東洋埠頭のものとであるというので、この二つの写真は、一つのところでこう上下に出ておりましたけれども、つながらないものだということでは明確に言えると思います。

また、予算委員会の分科会でお示しになられたあき袋のことでございます。中国産大豆を詰め込んだ、詰めかえただと、こうおっしゃるあき袋でございますが、これは、三井物産のものと日綿実業のものと、二つお示しになりました。ところが、新聞では、どういふものですか、日綿実業だけしか写真には出ておりません。したがって、英寿丸に一体、日綿実業のものがあるかということとを調べたんでございますが、全然英寿丸には、日綿実業の大豆は積まれておりません。したがって、英寿丸から出た袋は、日綿実業の袋に入られるという確率はないというふうに私も考えたわけでございます。

以上のようなことから、新聞で報道されましたような事実については、やはり誤認があるというふうに私も考えておる次第でございます。

○佐藤隆君 もう一つお聞きしておきたいと思いますが、中国産大豆の用途別消費を農林省が把握をしていなかった。六万トンどこに消費したかわからぬと、こういうことも実は指摘をされているわけです。その点は、調査の結果どうなんですか。時間がないから簡単にいいです。

○政府委員(池田正範君) これは、御承知のように、みそ向け及び納豆向けを合わせまして二十万トンで、中国大豆の輸入数量が、現実には二十六万トンあるのに、二十万トンしか出てこない。その六万トン分というのは、いわゆるすりかえ分ではないかと、こういう御指摘でございます。

調査をいたしましたら、とうとう向けにつきましては、確かに、黒柳委員が御指摘になったように、東京都内のおきまきまでは、最近の傾向として、中国産大豆を使用するというふうなことは、大体まれのようでございますけれども、北海

道、東北といったような、地域によっては、かなりまだとうふ屋さんで、中国大豆を使っておるといふ実態がございます。これの四十七年の使用量としては、全体で二万八千トンくらいは大体使っておるんじゃないかという推定ができるわけでございます。

また、凍りとうふにつきましても、これは中国産大豆の使用比率は非常に高まっております。約三万トンぐらいの使用が見込まれておる。そのほか、きなこ、煮豆、豆もやしといったようなものが相当ございまして、全体としてやっぱ数千トンの使用は見込まれますので、まず、私どものこの見当からいいますと、二十六万トン前後というものは十分使われておるといふことで、むしろ黒柳先生が御発言になりました、みそ製造業者の中国産大豆使用の割合の低さというものは、去年の十一月から、ちょうどこの中国の大豆が入って来なくなったというふうなことから、一時的にそういう現象が起きたということは考えられるところではないかと思っております。

○佐藤隆君 いま農林省の調査だと、結局中国産大豆と米産大豆とのすりかえの実態というものはなかったと、こういうことをはっきり言われたわけでありまして、一応私は、それを信頼をいたしました。しかし、少なくとも、輸入大豆について、こういう疑惑が持たれる。このことについて、農林省はこれでいいかという、もう少し気を付けなければいかぬじゃないか。表示の適正化という、そういうこともやっぱり考える必要があるのではないかと、こう思っています。

当時、新聞にも出ておりましたが、四十五年ごろですか、中国産大豆を各社の名入りの袋に詰めたいわゆる雑麻袋事件というものがあって、当時の中華人民共和国といういろいろもめごとがあったというところもあるわけです。

先ほど大臣も言われましたが、輸入物資の場合には、国際的にもこれは慎重な配慮、行政的な配慮がないと、あらぬ疑惑を招いてたいへんなことになると思っております。そういう意味で、私は、これ

だけ大きく新聞報道で取り上げられた大きな問題ですから、事実はこちらだったというところは、きょう国会で説明をし、そして明らかにした。で、事実が明らかになったと、しかしその事実が、こういうことでありまして、やっぱ、お騒がせしましたぐらいの連絡は、中国大使館ぐらいは、ちゃんと農林省が機動的にばつぱつと行つて、そしてこうした問題に処理をつけていくという、貿易問題でありますから、そういう措置が必要だと思っております。

私が聞き及んだところでは、中国大使館にそんな連絡はまだ行っていないということですが、きょうか、あすにでも大臣ね、これは大臣が出かけられなくてもいいです。流通局長が行つて、ちゃんと説明をしてくる。そして誤解を与えないようにする。これが必要だと思っております。そういうところまで行政的な配慮が必要であるということ、私は指摘したいんですが、どうですかそれは。

○政府委員(池田正範君) 御指摘のように、こういう疑いを持たれたということは、非常に各方面に非常な波紋もございまして、したがって、今後、こういう内容、品質に対する疑いがいやくも生じないような方途はもう少し踏み込んで考えておく必要があるということ、できますれば、たとえは共同一括買い付けが促進できれば、そういうふうなものの渡り歩く段階が減るわけでございますから、そういうことも一つの方法でございまして、先ほど申し上げましたような、検定機関による証明を表示するとかいうふうなことも技術的に可能かどうかを検討するとか、あるいは封印の改ざん防止装置を、ミシンの縫い目を糸をくふうするとか、何か証明書を縫いつけるとか、これは多少コストとか流れ作業に対する能率の問題からみましますので簡単にまいりませんけれども、何とかひとつくふうして、ただいま先生から御指摘のあったようなことが何べんも繰り返されたいんではこれは致命傷でございますので、ぜひ前向きに考えたいと考えております。

なお、後段指摘の、中国大使館に対する連絡は、

ほぼ一段落調査いたしましたので、早急に中国大使館に参りまして実情の説明をし、了解を求めたいと考えております。

○佐藤隆君 いつ、早急とは。きょうでもあすでも行かないよ。

○政府委員(池田正範君) はい。

○佐藤隆君 こういう問題は早くケリをつけておいたほうがいいですよ、きょうかあすでも行つて。簡単なことなんですから。そういう機動性というのをやっぱ役所は持つべきだと私は思っています。

それで、時間もございませぬので答弁簡単にさせていただきますが、やはり分科会で公取が答弁をしているわけですが、表示が適正であるかどうかという問題に関して、公正な取引が行なわれたかどうかという感覚でおそらく質問者は質問されたんだろうと思いますが、不当表示防止法、この一条、四条、特に四条に關係があるがとき、ないがとき、非常にあいまいな答弁だったわけですが。

私は、これは事前に公取にもお尋ねをいたしましたから、時間がかかっていますが、不当表示防止法、これは一方的にお話をいたしますが、不当表示防止法、これは、どうも、消費者保護というかね、そういう立場からのものであつて、どうもこういう場合に、これが事実でなかったからいいですが、事実だったとするならばという前提に立つと、どうも法的根拠というか、よりどころになる法律というものがなかなかない。それじゃ独禁法はどうなんだろうというところになると、これも、あるようで、なかなかまた、間接的にはつながりがあるようだけれども、直接どうも結びつかない。事業者同士の公正な取引を監視する。そういう意味での法律に不備があると私は思っています。

ですから、もう議論はしませんから、公取では公取委員会に、このたびはまたまたそういうことがなかつたという、白であつたということがはっきりしましたからよろしいが、もし黒だったということになるならば、こういう法律も、法の不備は

償う必要があるぞという検討を——公取委員会で不当表示防止法を検討なさるのか独禁法を検討なさるのか、いずれにしても、その検討を早急にされるべきだと思ふのです。そして法を完備させておいて疑惑のないように。疑惑がある場合は直ちに法に基づいてそれをたすことが出来るように、公正な取引が行なわれるようにすべきだと思ふのですが、簡単に一言でいいですから、やるかやらないか。検討するか、しないか。委員会にかけろか、かけないか。それだけでいいです。

○政府委員(吉田文剛君) 簡単に申し上げますが、この問題につきましては、独禁法上どのように考え、どのように規制すべきか、これは景表法では無理と思いますが、検討してまいりたいというふうに考えます。

○佐藤隆君 こういうことでいろいろ法の不備も考えられる。いままでいいという事にはならぬわけですから、まあさうそく公取でもひとつ御検討をしてくださるそうですから、それでけっこうでございます。なるべく早くひとつ具体的な結論が出るようにしていただきたい、お願いをいたしておきます。

いま農林大臣お聞きのように、一つの疑惑が出る。そして調査の結果、役所がこれはいかぬ、たいへんなことだと調べた。ところが調べた結果は、さうでないということがわかった、これは不幸中の幸いでもあります。あれだけでせつかく取り上げられたけれども、事実はそのようではなかったということですから幸いではありますが、こういう問題が何で起きるのだから。疑惑がなぜ出たのか、間違いがなぜ出たのか、これがやはり需給のバランス——これは常に農林省が考えておるということになっていくわけですが、やっぱり食糧の需給のバランス、農産品の需給のバランスというものが定着しているか、していないかという問題にもまたなってくる。

そこで私は、この間、商品投機の緊急質問のときに、本院の本院議場で私質問をいたしました。そのときも申し上げたんですが、やっぱり需給はバ

ランスしている、こうなんですよということを国民がはつきり理解をしていけば、こういう疑惑も出てこない。そして私は、あのとき提起をしたのは備蓄問題であります。きょうはまたまたえさの問題が主体であります。たとえばトウモロコシ、マイロにしても、これは一〇〇%たよっているのしょう、外国に。それから大豆は九五%以上たよっているわけですね。小麦は九〇%以上たよっている、こういうことなんです。他の国にたよらざるを得ないものは、やっぱりこれは備蓄を積極的に考えなければいかぬじゃないですか。もとより米についても私は、当然のことだと、こう言っているのです。従来から、これは直接的にも間接的にも申し上げてきたことでありますから、時間がかかってもいいので申し上げませんが、百万トンの繰り越しが即備蓄であるという考え方には私は疑問を持つ。その結果が、こしはやっぱりちよつとたいへんだぞと、じゃどうしたらいいんだ、百万トンでは不足だと、計画百万トン、繰り越し百万トンでは不足である。これはやっぱり何か考えなければいかぬ。これは考えてもらふことになっているようでありますから、これは御返事は要りません。その米は米として、大豆、小麦、トウモロコシ、マイロ、こういうものについての備蓄、この問題はやっぱり真剣に考えるべきじゃないですか。そして農林大臣はあの本会議の答弁で、関係各省と相談を——おそらく通産省だと思ひます。通産省とも相談しという意味だったろうと思ひますが、ひとつ具体的に検討をしていくと、こういうことだったんです。これは三月二日のことであります。もう一カ月半以上たつたわけでありすが、一体どこまで進んでおるか。私は少なくとも外国に依存しておるえさ、これは古々米を緊急措置として払い下げるのもいいんです。安く払い下げるのもいいんです。必要です。だからこれは冒頭申し上げたように私は賛成です。しかし恒久策としてやっぱり備蓄問題をとらえた形でどう解決していこうとするのか。それじゃその備蓄問題はどこまで進んでおるか。

私はきょうは通産大臣もしくは代理の方にとお願いしたのですが、通産省連絡がうまくなくて、全然質問も取りに来ない。私の留守の部屋へ名刺を置いて行かれた。政府委員室は、私が了解しているから課長がかけますと、こういうことになっていて、これは委員長ひとつ注意をしてください。私は、予算委員会でも賛成討論の中に、この問題言うたんです。参議院やっぱり軽視と言うとちよつとひがんだ言い方になります。これはしつかりしてもらわなきゃ困るんです。委員長このことは注文しておきます。

そういうことで通産省と議論しても時間もありませんし、議論しても始まりませんから、農林大臣ひとつ備蓄問題ですね。どこまで進んでいるか、特に私は、まあ外国に依存しなければならぬ一〇〇%依存のえさ関係をどうするか。それから大豆問題もこうもめるのはどこに原因があるかということ。大豆も外国依存である。しかし少なくとも大豆の中でも工業用は別として、食品用の大豆だけでもはつきりした備蓄政策というものはすぐ必要があるのじゃないか。だから、えさの問題、食品用の大豆の問題、米は言うに及ばず。これは私が先ほど申し上げたように、きょうは議論はいたしません。検討することにお願いをしてありますから、これは議論はいたしません。その点ひとつ具体的に答えをいただきたい。

○國務大臣(櫻内義雄君) 小麦のほうは、政府が一元的に外国産の買付けを行なっておりますので、不安のないような買付けをしなければならぬ。政府間の取りきめの実施や、その輸入先の多元化を考えるわけでございますが、従来備蓄と申しましようか、ランニングストックと申しましようか、大体一・七カ月程度のものを手持ち在庫として持っておりますのを、これを二・三カ月くらいに引き上げよう。佐藤委員にお断わり申し上げますが、一方において備蓄公団の構想などございます。これは御質問にも触れましたように、通産省との関係においてこれをどうい

ふに具体化していくかということとはまた別途の問題でございますが、いまの需給の不安定のないようにせしむるという見地から言くと、小麦についてはただいま申し上げたような一・七カ月を二・三カ月くらいに引き上げよう。

それから大豆の問題でございます。これなかなか検討してみるとむずかしいんですね。食品用の大豆は使用好適品種が非常に異なるんですね。それともう一つは品質の保持とか、またこれを保管する上における金、倉等の経費の負担とか、また買い付け時期、備蓄をするのだというので一ぺんに買い付けたりすると非常に値が上がる。こういうようなことで大豆について一体どうするかという点についてはまだ結論が出ておりません。しかし一つにおきましては年々国内産の食用大豆が自給率が非常に下がっておりますので、そこで国内産大豆の生産の振興につとめよう、特に生産調整に伴う転作の奨励などについて大いに大豆の生産をしてもらおうということ、それから輸入大豆につきましても、小麦と同様にある一國に頼り過ぎてはいけないう、今度の苦い経験で、これを多元化するとともに、もう一つはいわゆる開港輸入を進めようということを検討しておるような次第であります。

それから飼料について、これはなかなかむずかしい問題がございます。というのは、量の上におきましても、輸入量千二百万トンにも及んでおります。トウモロコシ、コウリヤン等の安定的輸入ということとは、これもぜひやらなければならぬことでございます。また、今度の教訓で港灣ストなどの異常事態に対処すると、こういうことでこれは備蓄を進めてまいりたいのですが、さて、現在の日本のサイロの状況は、これはフルに使っておるので、この施設をつくるということになりますと非常に巨額の支出が必要でございます。民間にできるだけ保管をお願いするようになことも考えたい。そうすると、先ほども触れたような金、倉の場合、あるいは量が多いので財政支出を相当伴うというようなことでございますが、

○沢田実君 これは、三カ月間でこの放出した分については、特別の価格で払い下げた分については、配合飼料となつて消費されてしまふというものではないように思ふんですが、ここにありませんように、マイロだつたら二七％、トウモロコシ二八％等々配合の比率があります。いまのあなたの説明ですと、その他三一・五％という配合比率の中の米の比率をおっしゃっていると思ひますが、それを若干上げた程度で四十万トンの払い下げをするということになれば、相当の期間にわたつて実際は配給をする、こういうふうになると思ふんですが、その点はどうか。

○政府委員(大河原太一郎君) 御提案をいたしておきます法律にも書いてござりまするに、この法律施行日から三カ月間で製造される全配合飼料について、一定の割合で配合されるということにござりまして、その期間に製造され販売される配合飼料について、この効果が及ぶものであるということにござりまする。

○沢田実君 そうなりますと、それから先の問題です、三カ月以降、その問題については、どのようにお考えでしょうか。こういうような立法措置をとらないと緊急に間に合わないからこういう法律ということになったと思ふのでござりまするが、その後については一体どうなのか。先ほど佐藤先生からお話ありまして、これは恒久的な対策として云々というお話がござりましたから、それはそれでよろしうござりますが、当面三カ月以降については、四十八年度についてはこんなふうな要領なんだ、あるいはこの法律が三カ月で期限が終つてしまふとまた上げなくちゃならないのだ、というふうになるのかどうか、あるいはすでに本年の一月以降あるいは三月以降二回に値上げをしては、そういう高いえさを使つてゐるわけですから、この飼料を用いた農畜産品、あるいは農家から出る価格は上がらないか、それと、小売価格は上がるかもしれない。ですから、現在としては小売価格が上昇する傾向にあるんですが、三カ月えさをストップしたことは、小

売価格にはどんな影響を与えるか、それに対して農林省ではどの程度の権限があるのかどうか。全く農林省では消費価格までどうしようもないと思ふんですが、それ以外の役所と連携をとりながら消費価格に対する値上げの起らないような措置を講じ得るのかどうか、その点承りたい。○政府委員(大河原太一郎君) お答え申し上げます。

先生の御質問は数点の問題があるかと思ひます。それで、第一点は、四月から六月までの緊急措置であるから、七月以降についてはどうだという点が第一点でござりまする。この点については、われわれとしては、現在慎重に配合飼料の原料価格の動向を見守つておるわけでござりまする。まず主原料でござりまするマイロ、メイズ等につきましては、これは米国等——新穀物年度は十月以降でござりまするが、最近の南半球の作柄、これは、いまでもおるわけですが、南半球は収穫期に入つておりますが、アルゼンチンなり豪州等は、昨年非常に不作でござりまして、これが一つの影響を与えましたが、これについては、ほぼ平年作ないしそれ以上というふうな情報を得ております。したが、いまして、その点では需給の緩和、したがって、国際相場等については、好影響があるというふうな判断しておりますが、まあ国内のメーカーは相当先まで手当てをいたしますので、比較的高い水準で現物の手当てを終えておるところもござりまする。したが、いまして、その点では四一六以上の値上げというものはあり得ないけれども、原料価格としては、堅調であるというように判断しております。ただ、アメリカの増産基調大幅に緩和されるということが見通されてまいりますと、相当七一九月の原料価格についても弱含みの要因も出てくるというふうな考へておるわけにござりまする。

それからもう一つ、三月から四月に非常に値上げの要因になつたのは、実はマイロ・メイズだけでなく、魚粉とか大豆がござりまする。この魚粉についてはペルーが昨年不漁で輸出禁止をしたために起こつた現象でござりますが、三月の試験操業の結果、必ずしも魚体が大きくはないので、平年作は期待できないけれども、その結果に基づいて四月には解禁をした、魚獲の解禁をしたという点がござりまして、これがどの程度になるかは、各種の方面から、ただいまわれわれも判断の材料を得たいと思つておるわけでござりますが、もう一つ値上げの要因になりました大豆につきましても、市況が相当緩和してきたという点もござりまする。これは七月以降の価格については好影響を与えるのではないかと、うな点もあるわけでござりまして、われわれもいたしましては、早急に七月以降の原料の需給なりあるいは価格の動向を見守りまして、慎重に対処してまいりたいというふうに考へております。

それから第二点の先生の御指摘は、えさは三月までも、全農ベースで八千円も上がったと、それらのものは、畜産物を通して小売り価格等にも影響するのではないかと、うな御質問かと思ふわけでござりますが、これについては、御案内のとおり、三月に緊急対策をとらせていただきました。商系、全農系について安定基金の補てんというものをならせば二千万程度の補てんを農家に行なつて、実質値上げは、それだけ引き下げられるというふうな措置もとりました。三月から六月までの間の飼料の値上げについては、二年間の低利融資をするという措置をとつて、たな上げをするというふうな措置も講じたので、その点で畜産物への影響は、極力回避するというふうな措置をとつておるわけでござりまする。

○沢田実君 大臣の都合があつて、時間もないようござりまする。もう一点だけこの際、はつきりしておきたい問題があるわけでござりまするが、これも予算委員会に関連していろいろなお聞きしますと、きりがありませんので、省略いたします。

汚染米の問題についてお聞きをしたいわけですが、厚生省では一・〇以上ということにしてあるわけですが、農林省では一・四から、一・五未満も配給をストップしております。それが四十五年産、四十六年産、四十七年産というふうな相当在庫が多くなつておるわけでござりますが、これについてどういう方針でいらつしやるのか。いつまでも、そのまましておくわけにはまいらないと思ひます。厚生省のほうでも、一・〇未満はだいたいようぶだというふうな、日本だけが主張しているようなことはおそろく言わないようになつてと思ひます。が、農林省は、そういう一・四以上のものを配給しないということは、たいへんけつこうだと思ふわけですが、それは、いつまでも倉敷、金利をかけて保管していることも能のない話ではないか。ですから、全くだめなものなら処分すべきでござりまする。あるいは、いって、海中に投棄するような方法では、またそれが魚等の汚染の原因になるのかどうか。あるいはそれはほんの少く、厚生省は人間にはだいたいようぶだというくらいのものでないから、あるいはたぐさんのえさにまぜて、えさにすることはだいたいようぶなのか、あるいは動物の体内でそれが濃縮されてまた人体に影響があるということであれば、そんなわけにはまいりません。したが、汚染米について将来どうするんだという農林省の方針がはつきりしていないわけにござりまする。私がかういふ会合でお聞きしている範囲においては、はつきりしておりません。一・〇以上については、工業用のりとか、あるいは工業用のアルコールをつくるんだというふうなことで若干出していらつしやるようござりますが、それ未満の問題についてはまだ方針がはつきりしていないようござりまする。この際、どういふふうな農林省としてはいたいのか、あるいはいま申し上げたような人体に与える影響等について十分な研究が進んでいるのかどうか、その点について承りたいと思ひます。

○政府委員(中野和仁君) 御指摘のように、カドミウムの汚染米、かなりの在庫になつております

が、厚生省では一・〇以上ということにしてあるわけですが、農林省では一・四から、一・五未満も配給をストップしております。それが四十五年産、四十六年産、四十七年産というふうな相当在庫が多くなつておるわけでござりますが、これについてどういう方針でいらつしやるのか。いつまでも、そのまましておくわけにはまいらないと思ひます。厚生省のほうでも、一・〇未満はだいたいようぶだというふうな、日本だけが主張しているようなことはおそろく言わないようになつてと思ひます。が、農林省は、そういう一・四以上のものを配給しないということは、たいへんけつこうだと思ふわけですが、それは、いつまでも倉敷、金利をかけて保管していることも能のない話ではないか。ですから、全くだめなものなら処分すべきでござりまする。あるいは、いって、海中に投棄するような方法では、またそれが魚等の汚染の原因になるのかどうか。あるいはそれはほんの少く、厚生省は人間にはだいたいようぶだというくらいのものでないから、あるいはたぐさんのえさにまぜて、えさにすることはだいたいようぶなのか、あるいは動物の体内でそれが濃縮されてまた人体に影響があるということであれば、そんなわけにはまいりません。したが、汚染米について将来どうするんだという農林省の方針がはつきりしていないわけにござりまする。私がかういふ会合でお聞きしている範囲においては、はつきりしておりません。一・〇以上については、工業用のりとか、あるいは工業用のアルコールをつくるんだというふうなことで若干出していらつしやるようござりますが、それ未満の問題についてはまだ方針がはつきりしていないようござりまする。この際、どういふふうな農林省としてはいたいのか、あるいはいま申し上げたような人体に与える影響等について十分な研究が進んでいるのかどうか、その点について承りたいと思ひます。

が、厚生省では一・〇以上ということにしてあるわけですが、農林省では一・四から、一・五未満も配給をストップしております。それが四十五年産、四十六年産、四十七年産というふうな相当在庫が多くなつておるわけでござりますが、これについてどういう方針でいらつしやるのか。いつまでも、そのまましておくわけにはまいらないと思ひます。厚生省のほうでも、一・〇未満はだいたいようぶだというふうな、日本だけが主張しているようなことはおそろく言わないようになつてと思ひます。が、農林省は、そういう一・四以上のものを配給しないということは、たいへんけつこうだと思ふわけですが、それは、いつまでも倉敷、金利をかけて保管していることも能のない話ではないか。ですから、全くだめなものなら処分すべきでござりまする。あるいは、いって、海中に投棄するような方法では、またそれが魚等の汚染の原因になるのかどうか。あるいはそれはほんの少く、厚生省は人間にはだいたいようぶだというくらいのものでないから、あるいはたぐさんのえさにまぜて、えさにすることはだいたいようぶなのか、あるいは動物の体内でそれが濃縮されてまた人体に影響があるということであれば、そんなわけにはまいりません。したが、汚染米について将来どうするんだという農林省の方針がはつきりしていないわけにござりまする。私がかういふ会合でお聞きしている範囲においては、はつきりしておりません。一・〇以上については、工業用のりとか、あるいは工業用のアルコールをつくるんだというふうなことで若干出していらつしやるようござりますが、それ未満の問題についてはまだ方針がはつきりしていないようござりまする。この際、どういふふうな農林省としてはいたいのか、あるいはいま申し上げたような人体に与える影響等について十分な研究が進んでいるのかどうか、その点について承りたいと思ひます。

て、このまま放置しておきますと保管料等がかかりまして、食糧庁としては非常に困るわけでございます。

しかし、いま御指摘のありましたように、〇・四から一未満のものにつきましては、食品衛生法上は有害でありませんが、食べてもよろしいかと思われまして、やはり消費者感情からみましてそういう時期でもないと思っております。

そこで、われわれとしましては、四十八年度はもう若干の予算をとりまして、その処理の方法を専門家に検討してもらおうということで、近くその検討会を始めたいと、こう思っております。

ただ、申し上げることは、一以上のものにつきまして、これを早急にやろうと思うのですけれども、現在の食糧庁から売りましたのがわずかに二トンで、なかなかいい売り先がない。

もう一つは、いろいろな検討はあるわけでございますが、残りしたカドミウムの処理をどうするかというところにまずつかかりまして、なかなかむずかしい問題でございますが、御指摘にもありますように、ほうっておくわけにもまいりませんので、検討会を設けて研究を進めたいと思っております。

〇沢田実君 大臣、汚染米は、以上のような状態でございますので、これはやっぱり当局のほうでは、いろいろなことがあってなかなか処理できないと思っておりますので、政治的に判断をなさって早く処理なさったほうがいいんじゃないかと思っておりますが、大臣はいかがお考えでしょうか。

〇国務大臣(櫻内義雄君) いま長官からもお答えしたとおりでございますが、せっかくいい御意見を賜った次第でございますが、私としても早急に汚染米の安全な処理を極力いたしたい、このように考えておる次第でございます。

〇塚田大願君 この法案の質問に入ります前に、一言例の丸紅のやみのモチ米の買い付け問題について質問したいと思っております。

この間、去る三月二十九日でございますが、この委員会でも、長官にも大臣にもこの問題について

質問いたしました。が、その後、今月十二日になりました、いよいよ警察も捜査を始めたという事態になりました。で、この同じ十一日には、衆議院の物価対策特別委員会も開かれまして、丸紅の松山社長も出席をいたしまして、この事実を承認をいたしまして、反省もするということを申しとおりました。これが十一日であります。

そこで政府にお聞きしたいのですが、この十一日の翌々日十三日に、政府は四十八年度上期の外国産小麦代行買付け商社の指定をこの丸紅に対して認可をされたというふうに聞くわけでありまして、この事実についてだけまず御答弁願いたいと思っております。

〇政府委員(中野和仁君) その問題につきましては、別の委員会でも御指摘があったわけでございますが、現在、輸入食糧につきましては、昭和三十一年以来輸入業者の登録規定というのをつくっております。麦につきましては二十九社、米につきましてはたしか二十三社だと思っておりますが、指定をしております。過去に指定を受けたものにつきましては三月一日から三月の十日までの間に登録資格であるとの確認申請をいただきます。それに基づきまして四十八年度の当初に登録の確認をすでにいたしております。いま御指摘の十三日というのには、それに基づきまして別に各商社の過当競争を避けるために、各商社のシェアをきめることになっておりまして、そのシェアも同時に四月の初めにきめたわけでございます。それに基づきまして第一回の小麦の買入れをやりましたのが十三日でございます。

〇塚田大願君 さあ、そこでやっぱり問題です。三月一日から十日までの間に買付けですかをやると、まあ認可をする、こういう作業が進んでおったというんです。問題が起きたのはこの二つの月です。そして、もう大体丸紅が大量にやみのモチ米を買い付けて買占めをやったというところが、世論でも非常にやかましく糾弾されておった時代でありまして、この問題は参議院の予算委員会でも大臣もいろいろ答弁されて、こ

う場合には認可の取り消しもあり得るというところも言っておられたし、この間のこの委員会でも、長官に質問したときにも、私はこの問題について非常に少しづつこいぐらに聞きました。事態が明らかになったら、そういうこともあり得るんだというのを、長官は、何回も繰り返して言っているわけでありまして、どうしても私は納得できないんですね。とにかく問題は、これだけ大きくなっているのに、この十三日に、これを認可をきめたという事です。大体食糧庁は、この世論に對してどういふふうな認識をされておるのか。とにかくよく世論も非常にやかましくなつて、それで食糧庁は告発もされた。それでいよいよ警察も捜査を開始した。そういう時点で、この認可を決定される。これはどうしても世論を納得させることはできないだろうと思つてます。まあもっと少ないならば、食糧庁はまるでマッチポンプじゃないかと。自分で火をつけておいて、今度は水をかけるようなことをしておる、なんだ。こういう批判を受けても私やむを得ないのではないかと、思ふんです。どうしてそうなるか、その辺の食糧庁の認識をもう一度伺つておきたいと思つてます。

〇政府委員(中野和仁君) 今いろいろモチ米をめぐる事件につきまして、食糧庁といたしましては、少なくともモチ米につきましては買占めがあつてはいけないということから、われわれの気持ちとしては前回も申し上げましたが、これを未然に防止するというような気持ちから、一斉に倉庫点検をやつたわけでございます。その調査の結果から告発を受ける等いろいろ起きてきております。そして丸紅が現在捜査を受けているという、いろいろな事件その他のことはわれわれもよく承知しております。ただ、それではどうしたかということになります。現在輸入食糧買入れ要綱では、食糧法違反の行為により処罰されたときには「そのおよぼす影響の程度に応じて登録の取消し、売渡申込みの受付の停止、契約の解除、その他必要な措置をとる。」と書いてあります。私は、前回も、ほかの委員会でも御答弁

申し上げたわけでございますが、処罰を受けるときというところになれば、これは判決があつてからです。ずつと先のことになります。こういうことは、今回の全体の様子から見ましてよろしくないと思つております。しかし、現在警察当局がまだ捜査中でございます。その捜査結果の結論が出まして、送検されますかどうか、その辺の様子を見たい上、先ほど申し上げました登録の取り消しをいたしますか、受付の取り消しをいたしますか、その様子を見た上で、行政処分として適正な判断をすべきではないかというふうに考えております。

〇塚田大願君 だから、そこがおかしいんだね。なんでもこう法律論で判決が出なければと。しかし、問題は主食です。国民の主食である米。これに対する不正が行なわれた。しかもその監督官庁である農林省は私は、重大な責任を持つておると思ふんです。したがって、やはり断固としてそういう不徳業者、悪徳業者に対してはきびしい措置を、行政措置をとつてしまふべきだ。ところが、判決がなかなや行政措置もできません。これだから農林省なんかあつたて、なくなつて同じことです。私は、そういう点で非常に義憤を感じておると思ふんですけれども、そういう意味で、私は、この問題については食糧庁、農林省はもとと厳正な態度をとるべきである。場合によっては、何か世間では、丸紅が政治献金をしてるから食糧庁もあまり手をつけられないんだろやんという、痛くもない腹を探られてる形跡もあるんです。ですから、これは私は、もうちょっと責任を持つた措置をすべきだ、この点を私は強く求めておきたいと思ふんです。

〇政府委員(中野和仁君) ちょっと、いま誤解もあるようでございます。私申し上げましたのは、そういう規定にはなつておりますけれども、今回の事件にかんがみまして、その判決を待たずに、捜査段階がいま進んでおるところでございいますから、その帰趨がはっきりしたときに適正

な処置を考えたいというのを申し上げておるんでございます。その点は誤解ないようにお願いしたいと思ひます。

○塚田大願君 この論議を私やっている、与えられた時間なくなってしまう。これは、一時間ぐらいたったてあれですが、しかし、とにかくその考え方がやっぱりおかしいんです。何か、はっきりしなければ、この前も言われた。それから、今度は、もう警察も捜査を始めて、だんだんはつきりしてきているんですよ。私は、いつまで待たないのかということを開きたいんです。そういう点で、私は、非常に、優柔不断といいますが、右顧左弁といいますが、やはり食糧行政をあずかっている農林省は、もうちょっと權威のある、確信に満ちた態度をとっていただきたい、こういうことを求めているわけでありまして、さて、もう時間がぼつぼつ来たそうでありまして、から、いよいよ法案の質問に入ります。私、この法案につきまして、時間ありませんから大臣にだけ御質問します。

私は、今度のこの措置は、実際問題としては、末端の飼料の価格の引き下げについては、あまり大きな影響といたしませんか、効果というものは、私は、及ぼすことはできないんじゃないかと思ひます。というのは、一月も三月にももう実際値上げをした。これは、今度の四月の分だけの回避策として手を打たれた。もちろん打たれないよりはいいんですけれども、実際問題としては、末端の業者はやはり非常に苦しい目にあわざるを得ないと思ひます。

そこで、やはり問題は、飼料の自給問題だろうと思ひます。先ほどから論ぜられていますが、農林省も通達なんかを出されていろいろやっているようですが、先般出されました「農産物需給の展望と生産目標の試算」、これを見ましても、大臣は、口では自給率を高めるとおっしゃっているけれども、この文章で計算をいたしますと、昭和五十七年には飼料全体の中の自給率というのは一〇％下が

ることになっておるんですね。飼料全体としてですよ。濃厚飼料だけを見ましても一〇％近く自給率は下がらなくなっておるんです。これでは、大臣はたびたび自給率を上げると言われるし、先ほども盛んにそうおっしゃっているんだけれども、この計算、試算によりまして、これは下がることになっておるんですが、これはどういうことでしょうか。

○国務大臣(櫻内義雄君) これはもう先生のおっしゃるとおりで、この需給見通しで、この資料ではつきり出しておるわけでございます。これはたしか本委員会でも私申し上げたと思ひますが、団体の代表の方も加わって非常に慎重に検討された昨年十月の生産目標の試算であるが、私としては、これを見て飼料の関係についてだけは意見があるということをお願いしておる。ところでございまして、なお、最近におけるこのような事情から、この辺の改善のために特に別段の考慮を払っていききたい、こういうことで、御指摘の点については、もう数字が明らかに示しておる通りでございます。

○塚田大願君 問題は、やっぱり配合飼料つまり濃厚飼料の問題だろうと思ひます。ところが、この濃厚飼料の場合、依存度が昭和三十五年三・四、四十七年には実に六三・三まで高まっております。来年四十八年度はもっと高まると、こういうことになると思ひますけれども、こういう状態の中でこの自給率をどういうふうにも高めようとしていらっしゃるのか、農林省としての施策についてお考えを聞きたいと思ひます。

○政府委員(大河原太一郎君) お答え申し上げます。粗飼料についての自給率は、先生御案内のように、近く決定を見ます土地改良長期計画等による草地造成四十万ヘクタール、飼料畑百万ヘクタールというようにいたしまして、相当良質飼料の供給という点は高まるわけでございますが、御指摘の濃厚飼料につきましては、この主原料がメイズ、マイロ並びに麦でございます。メイズ、マイロに

つきましては、内外の生産性の格差が非常に大きいとか、あるいは労働力事情とか、いろいろ問題ございまして、しかも表作でございまして、八百萬トンから九百萬トンに達するマイロ、メイズについて表作についてこの生産を確保するということは今日ま直ちになかなかむずかしいという問題があるわけでございます。したがって、大規模な機械化方式による生産性の高い営農方式というものの確立を前提として自給体制を具体的に進めなければならぬというようにございまして、今日、毎年一億円程度の実験事業の予算をいたしまして、その方式を検討しておるというのが実情でございます。で、そのほかの問題といたしましては、稲作転換に伴う飼料作物の導入、これは五年間に約二十万ヘクタールを予定しておりますが、この中に、飼料トウモロコシその他のものを導入するべくつとめておるという点でございます。し、今後の問題といたしましては裏作麦の活用、この生産伸長をどうするかという点が、一つの濃厚飼料源の確保と自給率向上の問題として現在検討中でございます。

○塚田大願君 まだ、もう一分ばかりあります。増産、増産とおっしゃるんですが、たとえば表作にしたって非常にこのところ減っております。大豆は、御承知のとおり。ここでもこの間論議しましたけれども、四十六年度でわずかに七・〇ふえましたけれども、昨年はまた減ってきている。こういうことで飼料全体がかけ声とは正反対の方向をとっていると思ひます。

そこで、最後に、これは大臣にお聞きしたいんです。最後の質問です。やっぱりこの間農協中央機関で畜産共同対策室というのが設けられまして、そこで飼料の自給、大豆、麦類生産増強対策というものをまとめた文章として発表されておりますが、いわば土地に結びついた畜産の振興ということで、かなり農協としても苦労しているやうなおられるようですが、私は、政府としてはこういうものに対して積極的に財政援助をしていくという、こういう姿勢がやっぱり必要

なんじゃないかと思ひますし、それからもう一つは、そういう意味におきましてですが、価格補償ですね、これをやっぱり拡充していくと。それでいわゆる稲転の奨励金なんていう、けちなものでなくて、やっぱり特別の奨励金を出していくという措置が必要なんじゃないかと思ひます。

もう一つは、いまいろいろ裏作その他のことについて言われましたが、日本のこの農家の条件というものはあるいは地域の条件というものを考えますと、ただ大規模で機械化して近代化していけば万事片づくというふうな安易な考え方でなくて、もつときめこまかい対策、たとえば複合経営の問題、米の裏作の問題、こういう具体的なこのこまかい措置というものがとられて初めて、この自給というものを漸次解決していく道を切り開いていくのではないかと、まあこういうふうに考えますが、この点につきまして大臣の御答弁をいただきます。私の質問を終わります。

○国務大臣(櫻内義雄君) ただいまお示しの農協の検討された試算、これにつきましても、正直に申し上げまして、これをどのようにわれわれのほうで消化していくかということはまだ検討をいたしております。しかしせっかくの案でございますので、これも前向きに検討いたし、取り上げ得るものについては四十九年度予算の上に反映をさせていただきます。かように考えます。

それから、この大規模の経営あるいは機械の導入について御批判がございましたが、その中で、私として一番共感を覚えますのは、確かにきめこまかく裏作をどのように奨励していくかということが、かかってこれからの飼料の、特に濃厚飼料原料の自給率を高めるゆえんであるということとは全く同感でございます。そこで、先ほど私が申しましたように、昨年の十月の試算で、どうも飼料のことだけは気になると、そして最近の情勢でありまして、皆さん方からも御指摘がございましたので、あの展望と試算はこれを農政審議会にお願ひして、そしてほんとうに専門的な見地から最近の諸情勢を織り込んでの再検討をいせんかって

お願いしたところでございます。私はこの検討の中におきましても、飼料関係については特に早く一応の案をまとめてもらいたい。こういう気持ちでおる次第でございます。本日の御意見につきましてははわれわれもよく検討してまいりたいと思ひます。

○委員長(亀井善彰君) 他に御発言もなければ質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより採決を行ないます。

飼料用米穀等の売渡価格等の臨時特例に関する法律案を問題に供します。

○委員長(亀井善彰君) 総員挙手と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(亀井善彰君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(亀井善彰君) 次に、日本てん菜振興会の解散に関する法律案を議題といたします。

まず政府から趣旨説明を聴取いたします。櫻内農林大臣。

○國務大臣(櫻内義雄君) 日本てん菜振興会の解散に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

日本てん菜振興会は、昭和三十四年に、当時のてん菜に関する試験研究の状況等にかんがみ、わが国におけるてん菜の品種の育成等を早期に達成するため、日本てん菜振興会法による特殊法人として設立されたものであります。

日本てん菜振興会は、設立以後現在まで、わが国に適したてん菜の優良品種の育成を中心に試験研究等の事業を行なつてきておりますが、最近に至り、三百をこえる育種素材を整備するとともに、外国の優良品種をしのぐと思われる品種も育成されつつあり、かなりの成果をあげたものと評価されております。

このように、日本てん菜振興会による試験研究は一応当初の目的を達成するに至っており、今後は国において過去の研究成果を踏まえつつ適切な研究体制をとることによりてん菜に関する試験研究を支援なく行なうことができるものと認められ、また、特殊法人の整理統合に関する政府の方針もあり、この際日本てん菜振興会を解散するとともに、以後のてん菜に関する試験研究は国の北海道農業試験場において行なうこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、日本てん菜振興会は、この法律の施行のときにおいて解散することとし、その資産及び債務はその時において国が承継することとしたしております。なお、この法律は昭和四十八年七月一日から施行することとしたしております。

第二に、日本てん菜振興会の解散に伴う所要の規定の整備を行なうとともに、必要な経過措置を定めることとしたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(亀井善彰君) なお、本案に対する質疑は後日行なうことといたします。

○委員長(亀井善彰君) なお、この際堀本委員から発言を求められておりますので、これを許します。

○堀本宜実君 農林大臣に資料を――えさじやな

いですよ。別のほうの資料の御提出をいただきましたと思うのですが。

それはごく簡単なことで、農林省ではすでに持つておいでになると思うのですが、残存品目が二十四品目ございます。その残存品目を全部自由化して、輸入するということで、日本てん菜の自由化ということになります。一体どのくらい金額になるのでしょうか。約五億何千万ドルというふうなことも言われておりますが、公式には御発表になつたことがないのであります。これは新聞等ではそういう数字を見るのであります。どういうような数字になるか、それを調べたい。

それから、これはまあそれと似たものであります。アメリカから全部買うわけではないのであります。たとえばジュースを例にとってみますと、スペイン、ブラジル等は二百五十円ぐらい、アメリカは四百円ぐらいするわけです。品物の優劣はありましようが、おおむね安いところから買うというふうなことになると思ひますが、かりにそういうものの比較をいたしまして、安いところから安いものを買うということになります。アメリカから買うというものは、たとえばジュースの自由化を求めてアメリカが強要をしてつく求めてきておりますが、そのようなことになつたといふにしても、アメリカからだけ買うことにはならぬと思ひます。安いところから買う場合、ということになります。残るアメリカから買わなければならぬといふものは、買えるもの、たとえば牛肉等でもそうでございますが、そういうものがわかれば、どのくらいアメリカから自由化に二十四品目のものがなつた場合に、アメリカからどのくらいのもので一体金額で貿易が行なわれるであろうかということでございます。

それから最後に、これは資料ではございませんが、お願いをいたしたいと思ひますのは、ジュースです。ジュースの製造規定というものが、この間もこの席で厚生省を呼んでお話をし

て、厚生省は前向きで調査をしてくれているとひそかに聞いたのであります。日本のジュースは、お酒のようにかんをして、熱めて飲むんですね。八十度熱して三十分間――これはね、酸いものをぬくめて飲むんというばかたことはあります。よ。そうでなければ九十三度上げて、タッチでございますが、瞬間上げなければならぬという二つの製法があるわけなんです。それはたいへん古い時代にできた清涼飲料水をつくる方法でございます。これを、外国へ行つて外国の製法を見ているのに、農林省の方だけかやつていただけませんか。外国がやっているのを見て、そうして指導をしていただきたい。それができるかできぬかは別といたしまして、お願いだけいたしておきます。

以上でございます。

○國務大臣(櫻内義雄君) 承知いたしました。

○委員長(亀井善彰君) 本日はこれにて散会いたします。

次回回は、五月八日午前十時開会を予定いたしております。

午後零時三十二分散会

三月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月十九日)

一、日本てん菜振興会の解散に関する法律案

三月三十日本委員会に左の案件を付託された。
一、政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下での売却に関する法律の制定等に関する請願(第九八九号)(第九九〇号)(第九九一号)(第九九二号)(第九九三三)(第九九四号) 第一〇二号

一、昭和四十八年度加工原料乳保証価格の大幅引上げに関する請願(第一〇二八号)

第九八九号 昭和四十八年三月十六日受理

政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下での売却に関する法律の制定等に関する請願

請願者 神奈川県厚木市山際一五八 梅沢

孝司外四百十名

紹介議員 亀井 善彰君

この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第九九〇号 昭和四十八年三月十六日受理

政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下での売却に関する法律の制定等に関する請願

請願者 新潟市東中通一ノ八六新潟農業協同組合中央会会長 内山清一郎

外千二百二十八名

紹介議員 佐藤 隆君

この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第九九一号 昭和四十八年三月十六日受理

政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下での売却に関する法律の制定等に関する請願(十八通)

請願者 三重県津市栄町一ノ一七九三重県農協中央会会長 山羽幸助外百七十六名

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第九九二号 昭和四十八年三月十六日受理

政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下での売却に関する法律の制定等に関する請願(二通)

請願者 群馬県安中市原市下町南六三四安中市農業協同組合長 新井義外三十九名

紹介議員 高橋 邦雄君

この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第九九三号 昭和四十八年三月十六日受理

政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下での売却に関する法律の制定等に関する請願(四通)

請願者 愛媛県東宇和郡宇和町卯之町一ノ一、三〇四宇和町農業協同組合長

清水惣一外七百三十二名

紹介議員 松垣徳太郎君

この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第九九四号 昭和四十八年三月十六日受理

政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下での売却に関する法律の制定等に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市堀田町三五七栃木県農業協同組合中央会会長 五月

女久五外八十八名

紹介議員 船田 謙君

この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一〇二〇号 昭和四十八年三月十七日受理

政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下での売却に関する法律の制定等に関する請願(五通)

請願者 茨城県西茨城郡友部町大字平町一、四七〇友部町農業協同組合内

上野農夫雄外五十一名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一〇二八号 昭和四十八年三月二十二日受理

昭和四十八年度加工原料乳保証価格の大幅引上げに関する請願

請願者 札幌市東区北二条東一丁目農民会館内全日本農民組合北海道連合会内 菅原朝喜

紹介議員 吉田忠三郎君

昭和四十八年度加工原料乳保証価格を一キロ当たり七十四円十七銭以上とされたい。

理由

現下の酪農家の危機を打開するため、当面、酪農家が酪農経営に意欲をもてるよう原料向け乳価を最低一キロ当たり十円以上の大幅引上げを行なうなど、飲用向け乳価との均衡をはかる必要がある。

四月三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法案

畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法案

畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 農業共済組合及び市町村の共済事業(第三条・第十五条)

第三章 農業共済組合連合会の保険事業(第十六条・第二十条)

第四章 政府の再保険事業(第二十一条・第二十六条)

第五章 雑則(第二十七条・第三十条)

第六章 罰則(第三十一条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、農業者が畑作物(農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)による農作物共済、重傷共済及び果樹共済に係る畑作物(以下「農業災害補償法対象畑作物」という。)を除く。以下同じ。)の栽培及び施設園芸(農作物の生育条件を一定の施設により調節し、及び管理して、これを栽培することという。以下同じ。)に関し災害によつて受けることのある損失を適切に填補する制度の確立に資するた

め、農業共済組合及び市町村による畑作物共済事業及び園芸施設共済事業、これらの共済事業による共済責任についての農業共済組合連合会による保険事業並びにその保険事業による保険責任についての政府による再保険事業を試験的に実施するための必要な措置を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「指定畑作物」とは、主要な畑作物のうち政令で定めるもの(特定園芸施設の内部で栽培されるものを除く。)をいう。

2 この法律において「特定園芸施設」とは、施設園芸の用に供する施設(以下「施設園芸用施設」という。)のうち温室その他の内部で農作物を栽培するための施設(これに附属する設備を含み、農林省令で定める簡易なものを除く。)をいう。

第二章 農業共済組合及び市町村の共済事業

(共済事業の実施)

第三条 畑作物共済事業及び園芸施設共済事業は、農業共済組合及び農業災害補償法第八十五条の三第一項の認可を受けた市町村のうちその申請により都道府県知事が指定するもの(以下「指定組合等」という。)が行なう。

2 農業共済組合又は市町村は、前項の指定を申請しようとするときは、農林省令で定めるところにより、その行なおうとする畑作物共済事業又は園芸施設共済事業に係る次に掲げる事項に関する共済事業計画を記載した申請書に、当該事業の収支の見積り及び実施の細目に関する書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

一 共済目的とする指定畑作物の種類(畑作物共済事業に限る。)

二 事業実施地域

三 事業規模

3 農業共済組合又は市町村は、第一項の指定を

申請しようとするときは、あらかじめ、前項の共済事業計画につき、農業共済組合にあつては総会又は総代会の議決、市町村にあつては議会の議決を経たうえ、当該農業共済組合又は市町村がその組合員となつてゐる農業共済組合連合会の同意を得なければならない。

4 都道府県知事は、第一項の指定をする場合において、当該都道府県の区域を通ずる指定畑作物に係る生産事情又は特定園芸施設設置状況及びこれに係る災害の発生状況に照らし畑作物共済事業又は園芸施設共済事業が第一条に規定する制度の確立に資することとなるように効率的に行なわれることを旨としてこれをしなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の申請に係る農業共済組合又は市町村がその組合員となつてゐる農業共済組合連合会が第十六条第一項の規定により当該申請に係る畑作物共済事業又は園芸施設共済事業による共済責任について保険事業を行なうこととなる場合でなければ、第一項の指定をしてはならない。

6 都道府県知事は、第一項の指定をしたときは、農林省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林大臣に報告しなければならない。

(共済約款)

第四条 指定組合等は、その行なう畑作物共済事業又は園芸施設共済事業に係る共済約款を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 共済約款には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 被共済者の資格に関する事項
- 二 共済契約の締結の要件に関する事項
- 三 共済目的に関する事項
- 四 共済責任期間に関する事項
- 五 共済掛金率及び純共済掛金率に関する事項
- 六 共済掛金の支払に関する事項
- 七 共済金額の制限及び削減に関する事項
- 八 共済金の支払及びその免責に関する事項

九 損害額の認定及び算定方法に関する事項
十 その他農林省令で定める事項
3 共済約款の認可に関する基準は、農林省令で定める。

4 前条第三項及び第六項の規定は、第一項の認可及びその申請について準用する。

(共済事業計画等の遵守)

第五条 指定組合等は、その共済事業計画及び共済約款に従つて畑作物共済事業又は園芸施設共済事業を行なわなければならない。

(共済事業計画等の変更)

第六条 指定組合等は、その共済事業計画又は共済約款を変更しようとするときは、農林省令で定めるところにより、その変更につき、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 第三条第三項、第四項（共済事業計画を変更する場合に限る。）及び第六項の規定は、前項の認可及びその申請について準用する。

(指定の取消し)

第七条 都道府県知事は、指定組合等が畑作物共済事業又は園芸施設共済事業に係る業務又は会計につき法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反したときは、第三条第一項の指定を取り消すことができる。

2 前項の規定により第三条第一項の指定を取り消した場合における当該共済事業、これに係る共済契約、その共済責任に係る保険契約及びその保険責任に係る再保険契約に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(共済目的)
第八条 畑作物共済は、被共済者が栽培する指定畑作物をその共済目的とする。

2 園芸施設共済は、被共済者が所有し、又は管理する特定園芸施設をその共済目的とし、共済約款において定めたときは、これにあわせて次に掲げる物についても、これらをその共済目的とする。

一 被共済者が所有し、又は管理する農林省令で定める施設園芸施設（特定園芸施設を除く。）であつて、共済目的とされた特定園芸施設とともに次号に掲げる農作物の栽培の用に供されるもの

二 共済目的とされた特定園芸施設の内部で被共済者が栽培する農作物（農業災害補償法対象畑作物その他農林省令で定める農作物を除く。）

(共済の対象とする損害)
第九条 指定組合等は、その共済目的につき風水害その他の気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害、鳥獣害又はこれらに準ずる事故で農林省令で定めるものによつて生じた損害（前条第二項第二号に掲げる共済目的に係るものにあつては、共済目的とされた特定園芸施設につき生じた事故に伴つて生じたものに限る。）について、被共済者に共済金を支払うものとする。

(共済金額)
第十条 畑作物共済の共済金額は、指定畑作物に係る収穫物の単位当たり価格に基準収穫量を乗じて得た金額（以下「基準収穫金額」という。）に政令で定める率を乗じて得た金額をこえない範囲内において、共済約款で定める金額とする。

2 前項の単位当たり価格は都道府県知事が、同項の基準収穫量は過去一定年間に於ける当該被共済者の当該収穫物の収穫量を基礎として指定組合等が、それぞれ農林大臣が定める準則に従つて定めるものとする。

3 園芸施設共済の共済金額は、共済価額に政令で定める率を乗じて得た金額をこえない範囲内において、共済約款で定める金額とする。

4 前項の共済価額は、農林省令で定めるところにより、共済目的とされた特定園芸施設及び第八条第二項第一号に掲げる施設園芸施設の価額を基礎とし、共済目的とされた同項第二号に掲げる農作物の生産費を勘案して、指定組合等が定める金額とする。

5 園芸施設共済の共済金が支払われた場合においては、当該共済金に係る損害の発生した時以後の当該園芸施設共済の共済金額は、その支払われた共済金に相当する金額だけ減額された金額となるものとする。

(純共済掛金率)
第十一条 純共済掛金率は、各指定組合等につき指定畑作物の種類ごと又は農林省令で定める施設園芸施設の種類ごとに農林大臣が定める基準共済掛金率を下らない範囲内の率としなければならない。

2 指定組合等は、前項の規定にかかわらず、事業実施地域を二以上の地域に分けた場合においては、農林省令で定めるところにより、その地域ごとの純共済掛金率をその地域ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が同項の基準共済掛金率を下らないものとなるように定めることができる。

(共済金)
第十二条 畑作物共済の共済金は、共済約款ごとに、その共済目的に係る第九条に規定する損害（指定組合等が填補する責を負わなければならないものを除く。）に係る損害額の共済責任期間を通じての総額が基準収穫金額に政令で定める割合を乗じて得た金額をこえる場合に支払うものとし、その金額は、共済金額に当該損害額の総額の基準収穫金額に対する割合に応じて政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

2 園芸施設共済の共済金は、共済約款ごとに、その共済目的に係る第九条に規定する損害（指定組合等が填補する責を負わなければならないものを除く。）に係る損害額が農林省令で定める金額をこえる場合に支払うものとし、その金額は、当該損害額に共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

(経理)
第十三条 第三条第一項の指定を受けた農業共済組合は、畑作物共済事業又は園芸施設共済事業の経理については、農業災害補償法第九十九条の二第一項の規定によるほか、他の事業と区分してこれを行ななければならない。

2 第三条第一項の指定を受けた市町村は、畑作物共済事業又は園芸施設共済事業の経理については、農業災害補償法第九十九条の二第二項の特別会計において他の事業と区分してこれを行ない、その経費は、当該畑作物共済事業又は園芸施設共済事業による収入をもつて充てなければならない。

3 農業災害補償法第九十九条の二第三項及び第四項の規定は、第三条第一項の指定を受けた市町村が畑作物共済事業又は園芸施設共済事業を行なう場合に準用する。

(資料の提供に関する協力)

第十四条 指定組合等は、畑作物共済又は園芸施設共済の共済金額の決定又は共済金に係る損害額の認定に関し必要があるときは、被共済者若しくは共済契約の締結の申込みをした者からその生産した指定畑作物若しくは特定園芸施設の内部分で栽培した畑作物に係る収穫物の加工若しくは販売の委託を受け、若しくは当該収穫物の売却を受けた者又は被共済者若しくは共済契約の締結の申込みをした者に施設園芸用施設に係る資材を売り渡した者に対し、当該収穫物又は資材の数量、価格等に関する資料の提供につき、その協力を求めることができる。

(準用規定等)

第十五条 農業災害補償法第四十七条(同法第八十五条の九第四項において準用する場合を含む。)、第八十五条の十二、第九十一条、第九十二条、第九十三条第二項、第三項及び第五項、第九十四条から第九十八条の二まで、第九十九条第一項(第四号、第六号及び第七号を除く。)、及び第三項、第一百条、第一百零一条、第一百零二条の五第二項並びに第一百四十二条の六並びに商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百三十九条から第六百四十五条まで、第六百四十九条、第六百六十二条及び第六百六十三条の規定は、畑作物共済及び園芸施設共済並びにこれらに係る共済事業について準用する。この場合において、これらの規定の準用に関し必要な技術的読

替は、政令で定める。

2 畑作物共済事業及び園芸施設共済事業については、これらを農業災害補償法に規定する共済事業であるものとみなして同法第三十条第一項(第五号の二、第九号及び第十号に係る部分に限る。)(及び第八十五条の三の二(同法第三十条第一項第五号の二、第九号及び第十号に掲げる事項に係る部分に限る。))の規定を適用する。

第三章 農業共済組合連合会の保険事業

(保険事業の実施)

第十六条 指定組合等が畑作物共済事業又は園芸施設共済事業によつて被共済者に対して負う共済責任については、申請により農林大臣が指定する農業共済組合連合会(以下「指定連合会」という。)(で当該指定組合等をその組合員とするものがこれを保険する事業を行なう。

2 農業共済連合会は、前項の指定を申請しようとするときは、農林省令で定めるところにより、その行なおうとする畑作物共済又は園芸施設共済に係る保険事業に係る次に掲げる事項に関する保険事業計画を記載した申請書に、当該事業の収支の見積り及び実施の細目に関する書類を添えて、都道府県知事を経由して農林大臣に提出しなければならない。

一 保険目的とする共済責任に係る指定畑作物の種類(畑作物共済に係る保険事業に限る。)

二 事業規模

3 農業共済組合連合会は、第一項の指定を申請しようとするときは、あらかじめ、前項の保険事業計画につき、総会の議決を経なければならない。

4 農業共済組合連合会は、第一項の指定を受けるときは、農林省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその組合員である農業共済組合及び市町村に通知しなければならない。

5 第三条第四項の規定は、第一項の指定をする場合において、同条第四項中「当該都道府県の区域」とあるのは、「全国」と読み替えるものとする。

(保険契約の当然成立)

第十七条 畑作物共済又は園芸施設共済の共済契約が成立したときは、当該指定組合等とこれをその組合員とする指定連合会との間に、当該共済契約により当該指定組合等が負う共済責任を保険する保険契約が成立する。

(保険部分)

第十八条 前条の保険契約においては、当該保険契約に係る共済契約による共済責任のうち政令で定める割合の部分を保険するものとする。

(純保険料率)

第十九条 第十七条の保険契約に係る純保険料率は、当該保険契約に係る共済契約について定められていた純共済掛金率と同等とする。

(準用規定等)

第二十条 第四条から第七条まで及び第十三条第一項、農業災害補償法第四十七条、第九十一条、第九十二条、第九十五条から第九十八条の二まで、第九十九条第三項、第一百条、第一百零一条、第一百零二条から第一百零九条まで、第一百四十二条の五第二項及び第一百四十二条の六並びに商法第六百四十二条、第六百四十三条、第六百四十四条、第六百六十二条及び第六百六十三条の規定は、畑作物共済又は園芸施設共済による共済責任に係る保険及び保険事業について準用する。この場合において、これらの規定の準用に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

2 畑作物共済及び園芸施設共済に係る保険事業については、これを農業災害補償法に規定する保険事業であるものとみなして同法第三十条第一項(第五号の二、第九号及び第十号に係る部分に限る。))の規定を適用する。

第四章 政府の再保険事業

(政府の再保険)

第二十一条 指定連合会が畑作物共済又は園芸施設共済に係る保険事業によつてその組合員である指定組合等に対して負う保険責任については、政府がこれを再保険する事業を行なう。

(再保険契約の当然成立)

第二十二條 畑作物共済に係る保険契約により指定連合会が負うすべての保険責任については、これに係る政令で定める指定畑作物の種類、区分及びその区分ごとの農林省令で定める収穫期の区分ごとに、その区分に属する保険契約が最初に成立した時に、当該指定連合会と政府との間に、当該保険責任を再保険する一の再保険契約が成立する。

2 園芸施設共済に保険契約が成立したときは、当該指定連合会と政府との間に、当該保険契約により当該指定連合会が負う保険責任を再保険する再保険契約が成立する。

(再保険金額)

第二十三条 畑作物共済に係る再保険金額は、当該再保険契約に係る保険契約による保険金額の合計額のうちその合計額に当該保険契約による保険責任に係る危険の態様を勘案して農林大臣の定める率を乗じて得た金額をこえる部分の金額を算出し、これに政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額とする。

2 園芸施設共済に係る再保険金額は、当該再保険契約に係る保険契約による保険金額のうちその保険金額に当該保険契約による保険責任に係る危険の態様を勘案して農林大臣の定める率を乗じて得た金額をこえる部分の金額を算出し、これに政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額とする。

(再保険料率)

第二十四条 再保険料率は、当該再保険責任に係る危険に対応するものとして農林大臣の定める率とする。

(再保険金)

第二十五条 畑作物共済に係る再保険金は、当該再保険契約に係る保険契約により支払うべき保険金の合計額がこれに係る保険金額の合計額に第二十三条第一項の農林大臣の定める率を乗じて得た金額をこえる場合に支払うものとし、その金額は、当該保険金の合計額のうちそのこえる部分の金額に同項の政令で定める率を乗じて

得た金額に相当する金額とする。

2 園芸施設共済に係る再保険金は、当該保険契約に係る保険契約により支払うべき保険金の額がこれに係る保険金額に第二十三条第二項の農林大臣の定める率を乗じて得た金額をこえる場合に支払うものとし、その金額は、当該保険金のうちそのこえる部分の金額に同項の政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額とする。

(準用規定)

第二十六條 農業災害補償法第三十七條の二及び第三十八條から第四十條まで並びに商法第六百四十二條、第六百四十三條、第六百六十二條及び第六百六十三條の規定は、畑作物共済及び園芸施設共済に係る再保険について準用する。この場合において、これらの規定の準用に關し必要な技術的読替は、政令で定める。

第五章 雜則

(國の助成)

第二十七條 國は、毎會計年度、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、指定組合等が畑作物共済事業及び園芸施設共済事業を行ない、指定連合会がこれらの共済事業に係る保険事業を行なうのに要する事務費を補助するものとする。

2 國は、前項の規定による補助のほか、畑作物共済事業及び園芸施設共済事業の実施を円滑にするため、毎會計年度、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、畑作物共済及び園芸施設共済の共済契約者に対し、交付金を交付することができる。

3 前項の交付金に相当する金額は、毎會計年度、予算で定めるところにより、一般會計から農業共済再保険特別會計に繰り入れる。

4 第二項の交付金で政令で定めるものは、共済契約者に交付するのに代えて、当該共済契約者が指定組合等に支払うべき共済掛金の一部に充てるため当該指定組合等に交付し、指定組合等が指定連合会に支払うべき畑作物共済若しくは

園芸施設共済に係る保険料の全部若しくは一部に充てるため当該指定連合会に交付し、又は指定連合会が政府に支払うべき畑作物共済若しくは園芸施設共済に係る再保険料の全部若しくは一部に充てて農業共済再保険特別會計の再保険料収入に計上することができる。

(農業共済基金からの資金の貸付け等)

第二十八條 農業共済基金は、農業共済基金法昭和二十七年法律第二百二號)第三十三條の規定にかかわらず、指定組合等及び指定連合会に対し、畑作物共済又は園芸施設共済に係る共済金又は保険金の支払に關し、当該指定組合等若しくは指定連合会が必要とする資金の貸付け又は当該指定組合等若しくは指定連合会が負担する債務の保証を行なうことができる。

2 前項の規定により農業共済基金から貸付けを受けた資金又は同項の規定により農業共済基金がした保証に係る借入金は、同項に規定する共済金又は保険金の支払以外の目的に使用してはならない。

(報告の徴収)

第二十九條 農林大臣又は都道府県知事は、この法律の施行の状況を明らかにするため必要があるとき、指定組合等又は指定連合会から報告を徴収することができる。

(印紙税の非課税)

第三十條 畑作物共済若しくは園芸施設共済又はこれらに係る保険に關する文書のうち、次に掲げるものには、印紙税を課さない。

一 保険証券

二 第十五條第一項において準用する農業災害補償法第八十五條の十二第一項の規定による委託に關する契約書

三 第二十八條第一項の規定により指定組合等又は指定連合会が農業共済基金から資金の貸付けを受け、又は農業共済基金がした保証に

係る借入れをする場合において、当該指定組合等又は指定連合会が作成する消費貸借に關する契約書(当該指定組合等又は指定連合会が保存するものを除く。)

第六章 罰則

第三十一條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした第三條第一項の指定を受けた農業共済組合又は指定連合会の役員は、一万円以下の過料に処する。

一 第十三條第一項(第二十條第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

二 第十五條第一項又は第二十條第一項において準用する農業災害補償法第九十一條、第九十條又は第九十一條の規定に違反したとき。

三 第十五條第一項又は第二十條第一項において準用する農業災害補償法第四十二條の五第二項の規定による命令に違反したとき。

附則

1 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

2 農業共済再保険特別會計法(昭和十九年法律第十一號)の一部を次のように改正する。

第二十四條の次に次の六條を加える。

第二十五條 畑作物共済及び園芸施設共済に關する臨時措置法(昭和四十八年法律第 号)

ニ依ル畑作物共済及園芸施設共済ニ係ル再保険事業ノ經理ハ第一條ノ規定ニ拘ラズ之ヲ本會計ニ於テ行フモノトシ其ノ歳入ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ

第二十六條 本會計ニ前條ノ再保険事業ノ經理ヲ明確ニスル為メ第二條ニ規定スル各勘定ノ外臨時畑作物共済ノ勘定ヲ設ク

第二十七條 再保険金支払基金勘定ニ於テハ第二條ノ第二項ノ規定ニ依ルモノノ外臨時畑作物共済ノ受入金及其ノ運用ニ伴ヒ生ズル利子取入ヲ以テ其ノ歳入トシ同勘定ヘノ繰入金ヲ以テソノ歳出トス

第二條ノ第二項に規定スル一般會計ヨリノ受入金ハ同條第二項及第二十四條第一項ノ規定ニ依ルモノノ外予算ノ定ムル所ニ依リ畑作物共済及園芸施設共済ニ關スル異常災害ノ発生ニ伴フ臨時畑作物共済ニ於ケル再保険金ノ支払財源ノ不足ニ充ツル為メ財源トシテ之ヲ繰入ルモノトス

受入金ハ同條第二項及第二十四條第一項ノ規定ニ依ルモノノ外予算ノ定ムル所ニ依リ畑作物共済及園芸施設共済ニ關スル異常災害ノ発生ニ伴フ臨時畑作物共済ニ於ケル再保険金ノ支払財源ノ不足ニ充ツル為メ財源トシテ之ヲ繰入ルモノトス

第二條ノ第二項ノ規定ハ第一項の規定ニ依ル臨時畑作物共済ヘノ繰入金ニ付テハ準用ス

第二十八條 臨時畑作物共済ニ於テハ畑作物共済及園芸施設共済ニ關スル再保険事業經營上ノ再保険料、一般會計及再保険支払基金勘定ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入、借入金並ニ附屬雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業經營上ノ再保険金、畑作物共済及び園芸施設共済に關する臨時措置法第二十七條第二項ノ交付金、再保険料ノ還付金、借入金ノ償還金及利子、一時借入金ノ利子其ノ他の諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第二十九條 業務勘定ニ於テハ第五條及第二十三條ノ規定ニ依ルモノノ外畑作物共済及園芸施設共済ニ關スル再保険事業ノ業務取扱ニ關スル諸費ニ充ツル為メ一般會計ヨリノ受入金及同事業ノ業務取扱ニ關シ生ズル収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業ノ業務取扱ニ關スル諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第三十條 第六條第二項及第四項、第六條ノ第二項、第八條乃至第十條並ニ第十二條ノ規定ハ臨時畑作物共済ニ付テハ準用ス

四月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、農林年金制度改善に關する請願(第一〇四五号)

一、政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下での売却に關する法律の制定等に関する請願(第一〇八五号)(第一一〇五号)(第一一二六号)(第一一二七号)(第一一八〇号)(第一一八一号)(第一一二二号)(第一一八三三三三)(第一一八四四)(第一一八五五)(第一二〇三三)(第一二〇四四)(第一二〇五五)

一、政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下での売却に關する法律の制定等に関する請願(第一〇八五号)(第一一〇五号)(第一一二六号)(第一一二七号)(第一一八〇号)(第一一八一号)(第一一二二号)(第一一八三三三三)(第一一八四四)(第一一八五五)(第一二〇三三)(第一二〇四四)(第一二〇五五)

一、政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下での売却に關する法律の制定等に関する請願(第一〇八五号)(第一一〇五号)(第一一二六号)(第一一二七号)(第一一八〇号)(第一一八一号)(第一一二二号)(第一一八三三三三)(第一一八四四)(第一一八五五)(第一二〇三三)(第一二〇四四)(第一二〇五五)

一、政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下での売却に關する法律の制定等に関する請願(第一〇八五号)(第一一〇五号)(第一一二六号)(第一一二七号)(第一一八〇号)(第一一八一号)(第一一二二号)(第一一八三三三三)(第一一八四四)(第一一八五五)(第一二〇三三)(第一二〇四四)(第一二〇五五)

一、政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下での売却に關する法律の制定等に関する請願(第一〇八五号)(第一一〇五号)(第一一二六号)(第一一二七号)(第一一八〇号)(第一一八一号)(第一一二二号)(第一一八三三三三)(第一一八四四)(第一一八五五)(第一二〇三三)(第一二〇四四)(第一二〇五五)

(第二二〇六号)(第二二〇七号)(第二二〇八号)

一、昭和四十八生糸年度繭糸安定価格の引上げ等に関する請願(第一二八号)

一、米の生産調整等に関する請願(第一一五四号)

一、畜産政策の基本確立に関する請願(第一一五五号)

一、水産資源の維持培養に関する請願(第一一五六号)

第一〇四五号 昭和四十八年三月二十三日受理

農林年金制度改善に関する請願
請願者 京都府綾部市広瀬町上ノ池 松原好一他五十二名
紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一〇八五号 昭和四十八年三月二十三日受理

政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下の売却に関する法律の制定等に関する請願(十九通)
請願者 愛知県大府市大府町中ノ畑二山口治兵外千五百六十二名
紹介議員 森 八三一君

この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一一〇五号 昭和四十八年三月二十六日受理

政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下の売却に関する法律の制定等に関する請願
請願者 鳥取県米子市上福原六五八ノ一鳥取県酪農農業協同組合連合会会長 亀尾忠治外千二百名
紹介議員 宮崎 正雄君

この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一一二六号 昭和四十八年三月二十七日受理

政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下の売却に関する法律の制定等に関する請願(十一通)
請願者 京都府船井郡和知町和知町農業協同組合長 下林俊一外百十名
紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一一二七号 昭和四十八年三月二十七日受理

政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下の売却に関する法律の制定等に関する請願
請願者 長野県飯田市松尾二、一四〇松尾農業協同組合長 木下守外百四十名
紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一二八〇号 昭和四十八年三月二十八日受理

政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下の売却に関する法律の制定等に関する請願(三三通)
請願者 京都府天田郡夜久野町額田一、三五七夜久野町農業協同組合長 衣川武男外五十八名
紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一二八二号 昭和四十八年三月二十八日受理

政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下の売却に関する法律の制定等に関する請願
請願者 福岡県三浦郡三浦町三浦農業協同組合長 宮松進外二千二百五十名
紹介議員 鬼丸 勝之君

この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一二八二号 昭和四十八年三月二十八日受理

政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下の売却に関する法律の制定等に関する請願
請願者 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜三二ノ八鳴門市農業協同組合長 上田勇外百三十名
紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一二八三号 昭和四十八年三月二十八日受理

政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下の売却に関する法律の制定等に関する請願(二十四通)
請願者 京都市下京区朱雀宝蔵町七五京都市農業協同組合長 前川寿信外二百三十六名
紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一二八四号 昭和四十八年三月二十八日受理

政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下の売却に関する法律の制定等に関する請願(十二通)
請願者 愛知県宝飯郡音羽町大字赤坂字松本一二音羽町農業協同組合長 神谷英次外千三百三十一名
紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一二八五号 昭和四十八年三月二十八日受理

政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下の売却に関する法律の制定等に関する請願
請願者 愛知県豊田市長久平字河内沢二八松平農業協同組合長 河合祐

一外六十八名
紹介議員 森 八三一君

この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一二〇三号 昭和四十八年三月二十九日受理

政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下の売却に関する法律の制定等に関する請願
請願者 徳島市万代町五ノ一徳島市農業協同組合長 山野常雄外五十名
紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一二〇四号 昭和四十八年三月二十九日受理

政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下の売却に関する法律の制定等に関する請願(三三通)
請願者 静岡県駿東郡長泉町上長窪一五ノ一杉山仁美外四千七百二十五名
紹介議員 斎藤 寿夫君

この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一二〇五号 昭和四十八年三月二十九日受理

政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下の売却に関する法律の制定等に関する請願(十八通)
請願者 愛知県豊田市高岡町長根一三高岡農業協同組合長 鈴木喜一外千七百六十八名
紹介議員 柴田 栄君

この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一二〇六号 昭和四十八年三月二十九日受理

政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下の売却に関する法律の制定等に関する請願
請願者 熊本県下益城郡城南町塚原七三三三 大川清澄外一万九百九十六名

紹介議員 園田 清光君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第二一〇七号 昭和四十八年三月二十九日受理
政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下での売却に関する法律の制定等に関する請願（七通）
請願者 青森県南津軽郡平賀町大字柏木町字柳田九七ノ二柏木町農業協同組合長 栗林忠右衛門外二百三十六名

紹介議員 津島 文治君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第二一〇八号 昭和四十八年三月二十九日受理
政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下での売却に関する法律の制定等に関する請願（六通）
請願者 京都府船井郡園部町美園町七ノ一園部町農業協同組合長 中井薫外五十八名

紹介議員 林田悠紀夫君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第二一二八号 昭和四十八年三月二十七日受理
昭和四十八年度米穀安定供給価格の引上げ等に関する請願
請願者 長野県飯田市松尾二、一四〇松尾農業協同組合長 木下守外百四十名

紹介議員 林 虎雄君
最近の国内及び海外の米価水準の上昇を考慮し、且つ、米の増産意欲の高揚をはかることを旨として、左記事項の実現を図られたい。
一、昭和四十八年度米穀安定供給価格を大幅に引き上げ、基準米価を一万円以上とすること。
二、中間買入価格と基準米価を一致させるとともに、中間買入数量を拡大すること。

三、養蚕振興法をすみやかに制定すること。

第二一五四号 昭和四十八年三月二十八日受理
米の生産調整等に関する請願
請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県議会議長 高橋清孝
紹介議員 岩動 道行君
昭和四十八年度米の生産調整目標数量は二百五十万トンと決定され、本県では、既に市町村に対する目標数量配分を終わっているが、最近の世界的な食糧不足と本年の気象予報等にかんがみ、米の生産調整中止を検討するとともに、水田は場整備事業の通年（夏季）施行を、休耕奨励金などの助成により、昭和四十九年度以降も引き続き実施できる措置を講ぜられたい。

第一一五五号 昭和四十八年三月二十八日受理
養蚕政策の基本確立に関する請願
請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県議会議長 高橋清孝
紹介議員 岩動 道行君
食糧自給度向上を農政の基本にするとともに、飼料、養蚕物の長期需給計画を早急に策定し、養蚕政策を確立されたい。なお、左記事項について早急に対策を講ぜられたい。

一、飼料緊急対策について
(1) 過剰米ならびに政府操作飼料の払い下げを拡大し、低廉な価格で早期に且つ集中的に払い下げる。
(2) 麦類、大豆など飼料用作物増産のため、特別生産奨励金を交付するとともに、特別対策事業を拡充強化すること。
(3) 緊急に大豆油かす、大豆対策を講じ、低廉価格で払い下げる。
(4) 大豆等穀類の思惑取引を厳に規制する措置を講ずること。

二、畜産物の価格安定対策について
(1) 加工原料乳保証価格は、生産費及び所得補償を旨とし上げる。
(2) 豚肉安定基準価格は、適正価格に引き上げるとともに、豚肉買上げの場合は、上物以外も買上げ対象とし、生産者団体が行なう調整保管に対し、助成措置を強化すること。
(3) 鶏卵基準価格を改定し、卵価補てんの事態が起きた場合は、基金に対し、価格補てん金を交付するとともに、ブローラーを畜産物の価格安定法の指定食肉とし、価格低落の場合、適正な基準価格により、畜産振興事業団が生産者団体から買入れるよう措置すること。
三、畜産物の輸入自由化の阻止について
わが国畜産に重大な影響を与えるおそれのある液卵、全脂粉乳等を混入したココア調整品などの輸入ならびに資本自由化は、厳にこれを規制すること。

理由
昨年末、世界の食糧事情は急速に悪化し、穀物価格の異常な高騰をみているが、長期的にも、人口急増による慢性的な食糧危機の到来が憂慮される状況にある。飼料の大半を海外に依存しているわが国畜産は、現在世界穀物価格高騰の影響をものに受け、経営が危機にひんする一方、食料費の値上がり国民生活に重大な打撃を与えつつある。

第一一五六号 昭和四十八年三月二十八日受理
水産資源の維持増進等に関する請願
請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県議会議長 高橋清孝
紹介議員 岩動 道行君
魚貝類の漁獲量は、生活の高度化、多様化に伴って増大する需要に追いつけない現状にあるので、わが国の沿岸ないし大陸的な水産資源の維持増進と生産拡大のための諸施策を積極的に講ぜられたい。

四月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、農林中央金庫法の一部を改正する法律案
農林中央金庫法の一部を改正する法律案
農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。
第二条第三項を次のように改める。
農林中央金庫は、農業協同組合連合会、農業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業協同組合、水産加工業協同連合会又は水産加工業協同組合ラシテ其ノ業務ヲ代理セシムルコトヲ得
第三条を次のように改める。
第三条 削除
第四条第一項中「三千万円」を「百億円」に、「三千万円」を「一億円」に改め、同条第二項中「資本金全額ノ払込前ト雖」を削る。
第四条ノ二を削る。
第五条第一項中「産業組合連合会、産業組合、市街地信用組合」及び「日本馬事会」を削る。
第六条を次のように改める。
第六条 削除
第六条ノ二を削る。
第八条を次のように改める。
第八条 削除
第十一条第二項中「理事ハ」の下に「定款ノ定ムル所ニ依リ出資者総会ノ同意ヲ得テ」を加え、同条第三項に次のただし書を加える。
但し補欠ノ役員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス
第十三条第五号中「所属団体ノ為ニ」を削り、同条第六号中「掲グル団体」の下に「第十四条ノ三ノ規定ニ依リ貸付ヲ為シタル者其ノ他ノ貸付先、農林債券ノ応募者（応募ヲ為シタル者ヲ含ム）若ハ買入ヲ為サントスル者」を加え、「法人ヨリ」を「法人又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル銀行其ノ他ノ金融機関ヨリ命令ノ定ムル所ニ依リ」に改め、同条第七号中「所属団体ノ為ニ有価証券」を「前

内ノ年賦償還貸付）、手形ノ割引又ハ當座預金
貸越ヲ為スコト
イ 第五条第一項ニ掲グル団体（ロニ掲グル
者ヲ除ク）

この法律は、公布の日から起算して六月を
えない範囲内において政令で定める日から施

第百十二号)の一部を次のように改正する。
第十三条中「第十五条第一項」を「第十六条

政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下の売却に関する法律の制定等に関する請願（七通）

勢町農業協同組合長 近藤直外百十四名

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第二二三五号 昭和四十八年三月三十日受理
政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下での売却に関する法律の制定等に関する請願

請願者 三重県久居市小野辺町一、三二五
小西秀雄外百十五名

紹介議員 久保田藤磨君

この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第二二四四号 昭和四十八年三月三十一日受理
政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下での売却に関する法律の制定等に関する請願

請願者 徳島県板野郡土成町宮川内字楠木
吉村喜一外百七十名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第二二五五号 昭和四十八年三月三十一日受理
政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下での売却に関する法律の制定等に関する請願

請願者 三重県津市片田葉王寺町 谷口保
外百七十三名

紹介議員 久保田藤磨君

この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第二二六〇号 昭和四十八年四月二日受理
政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下での売却に関する法律の制定等に関する請願

請願者 長野県茅野市宮川四、五五七ノ三
堀昇外六十名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第二二六一号 昭和四十八年四月二日受理
政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下での売却に関する法律の制定等に関する請願

請願者 徳島県阿南市富岡町トノ町一、二ノ
三阿南市農業協同組合長 待田富
雄外百八十名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第二二六二号 昭和四十八年四月二日受理
政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下での売却に関する法律の制定等に関する請願

請願者 長野県下高井郡野沢温泉村大字豊
郷野沢温泉村農業協同組合長 鈴
木令己外百二十五名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第二二七二号 昭和四十八年四月三日受理
政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下での売却に関する法律の制定等に関する請願(六通)

請願者 京都府竹野郡網野町字木津五九一
森健太郎外六十名

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第二二七三号 昭和四十八年四月三日受理
政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下での売却に関する法律の制定等に関する請願

請願者 福岡県豊前市大字八屋二、〇三二
ノ一豊前市農業協同組合長 戸成
喬外二百五十名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第二二七四号 昭和四十八年四月三日受理
政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下での売却に関する法律の制定等に関する請願

請願者 徳島県那賀郡賀川町平島農業協
同組合長 橋本久外八十三名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第二二八五号 昭和四十八年四月四日受理
政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下での売却に関する法律の制定等に関する請願

請願者 徳島県板野郡上板町高瀬四〇五ノ
三高志農業協同組合長 広沢金一
外百四十七名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第二二九二号 昭和四十八年四月五日受理
政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下での売却に関する法律の制定等に関する請願

請願者 徳島県小松島市堀川町三ノ八小松
島農業協同組合長 樫原計夫外四
十九名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第二二三八号 昭和四十八年三月三十日受理
農林年金制度改善に関する請願

請願者 三重県久居市新町七〇八 日々野
惣一外百四十二名

紹介議員 久保田藤磨君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第二二五七号 昭和四十八年四月二日受理
昭和四十八生糸年度繭糸安定常価格の引上げ等に関する請願

請願者 長野市川中島町今井七ノ二川中島
町農業協同組合長 池田銀次外
百八十九名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一二二八号と同じである。

第二二七一号 昭和四十八年四月三日受理
昭和四十八生糸年度繭糸安定常価格の引上げ等に関する請願

請願者 長野県茅野市茅野豊平二、七六七
小平延門外八十九名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一二二八号と同じである。

第二二七七号 昭和四十八年四月四日受理
林業振興に関する請願

請願者 茨城県水戸市三の丸一ノ五ノ三八
茨城県議会議長 関宗長

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第二二七八号 昭和四十八年四月四日受理
畜産振興と飼料対策に関する請願

請願者 茨城県水戸市三の丸一ノ五ノ三八
茨城県議会議長 関宗長

紹介議員 郡 祐一君

畜産振興と飼料対策に万全を期するため、左記事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

一、飼料の緊急確保と価格安定対策。
二、国内飼料生産対策。

三、飼料需給安定法及び畜産関係振興法の抜本的改正。

四、畜産物価安定対策。

理由

最近、国際的な穀類等の需給の逼迫により、輸入配合飼料が異常に高騰し、畜産経営農家に不安と動揺を与え、経営意欲を喪失させようとしていることは、畜産業の将来にとつてまことに憂慮される事態である。本県においてもこれを重視し、緊急対策として飼料値上がり相当地につき、購入資金に対する利子補給及び取扱手数料の助成を行なうなど畜産経営農家の負担軽減をはかつて、この際において実効ある緊急措置と恒久対策を促進すべきものと考えらる。

四月十七日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は同日)

一、飼料用米穀等の売渡価格等の臨時特例に関する法律案(衆)

飼料用米穀等の売渡価格等の臨時特例に関する法律案

飼料用米穀等の売渡価格等の臨時特例に関する法律

(飼料用米穀の売渡価格の臨時特例)

第一条 当面における飼料の価格の騰貴を抑制するため、緊急措置として、政府は、食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)附則第六項の計画に基づいて売り渡す配合飼料の原料として使用される昭和四十五年以前に生産された米穀のうち政令で定める数量のものを、この法律の施行の日から三月以内に、食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)第四条第二項の規定にかかわらず、農林大臣の定める価格で、売り渡すものとする。

(輸入飼料たる大麦及び小麦の売渡価格等の臨時特例)

第二条 当面における飼料の価格の騰貴を抑制するため、緊急措置として、政府は、飼料需給安定法(昭和二十七年法律第三百五十六号)第五条第一項の規定により売り渡す配合飼料の原料として使用される大麦及び小麦並びに配合飼料の原料として使用されるふすまを生産するための小麦のうち政令で定める数量のものを、この法律の施行の日から三月以内に、同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、随意契約により、かつ、農林大臣の定める価格で、売り渡すものとする。

(米穀等の売渡しを受けた者等の義務)

第三条 前二条の規定による米穀、大麦若しくは小麦の売渡しを受けた者又は当該売渡しに係る米穀、大麦若しくは小麦若しくは当該売渡しに係る小麦から生産されたふすま(以下「特定米穀等」という。)を譲り受けた者は、当該特定米穀等又は当該特定米穀等を原料として製造した配合飼料を適正な価格で譲り渡し、又は販売するようになしななければならない。

(立入検査等)

第四条 農林大臣は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、第一条又は第二条の規定による米穀、大麦若しくは小麦の売渡しを受けた者又は特定米穀等を譲り受けた者から、特定米穀等の譲渡数量及び譲渡価格、特定米穀等を原料として製造した配合飼料の販売数量及び販売価格その他の必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、事業場、倉庫その他必要な場所に立ち入り、特定米穀等及び配合飼料に関し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第五条 前条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費

本案の施行に伴う食糧管理特別会計における負担の増加額は、おおむね六十七億円の見込みである。

第六号中正誤

ページ 段行 誤 正
一八 終わり 持ち米 モチ米

第七号中正誤

ページ 段行 誤 正
二 三 七 時に、 特に
五 二 三 きめまして きめまして
八 一 終わり 一般買い 一般買い
二 三 終わり あつて かつて
二 二 九 もち貯蔵 もみ貯蔵
二 四 四 日用品 二兆円
二 二 七 売す 売る
二 三 三 生産園 生産果
二 一 五 使用 飼養
二 四 終わり 需給率 自給率
二 三 終わり 立ったのな 立ったのか
二 四 四 立て直つて 立ち直つて
二 八 終わり 物統合 物統合
二 四 二 あわれてて あわてて
二 二 二 そこへ そこで、

昭和四十八年五月九日印刷

昭和四十八年五月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W